

業務の概要及び実績

I 総務課

総務課は、東北厚生局の総務、人事給与、経理、福利厚生のほか、東北厚生局が保有する行政文書の情報開示、保有個人情報の開示、国有財産の管理等に関する業務を行っています。

1 行政文書開示請求関係業務

(1) 概要

国の行政機関が保有する情報の公開（開示）請求手続きを定めた「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）に基づき、開示請求に係る業務を行っています。

(2) 実績

（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開示請求件数	237	185	227	195	237
開 示 件 数	225	183	217	191	236

※各年度の開示請求件数及び開示件数は、当該年度において請求があったもののうち開示決定した件数

2 保有個人情報開示請求関係業務

(1) 概要

個人情報の取扱いに関する事項を定めた「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）（※）に基づき、開示請求に係る業務を行っています。

（※令和4年3月までは「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき実施。）

(2) 実績

（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開示請求件数	1	3	3	1	1
開 示 件 数	1	2	2	1	1

※各年度の開示請求件数及び開示件数は、当該年度において請求があったもののうち開示決定した件数

3 国有財産（年金特別会計）関係業務

（1）概要

- ・ 社会保険庁の廃止（平成 21 年 12 月 31 日）に伴い、それまで社会保険庁が所管していた年金特別会計所属の国有財産のうち、日本年金機構へ出資しなかった国有財産の一部について、地方厚生局が管理等を行うことになりました。
- ・ なお、厚生労働省本省に設置された「遊休資産売却に関する省内プロジェクトチーム（平成 22 年 9 月 7 日設置）」において、「昨今の厳しい財政状況の中、省内事業仕分け等により無駄の削減や不要不急な事務事業の見直しを行っているが、こうした中で、厚生労働省が保有する国有財産のうち、売却可能なものについては、極力売却することにより収入の確保を図る」こととされています。
- ・ 東北厚生局では、平成 22 年 1 月 1 日より 38 件（口座）を引継ぎ、令和 2 年 3 月 2 日に 1 件の所属換（受）を経て、合計 39 件の管理、営繕、売却手続き等を行っていましたが、令和 5 年度末までに売却等により 32 件の管理を終了し、現在 7 件の管理を行っています。

（2）業務内容

①国有財産の管理

1）国有財産総合情報管理システムの運用

- ・ 価格改定作業
- ・ 毎会計年度間における国有財産増減、毎会計年度現在における現在額報告書の作成等
- ・ 国有財産の情報公開

2）財産の維持管理

- ・ 防犯、看板の設置
- ・ 環境衛生、雑草駆除
- ・ 境界確定及び測量

3）国有財産の貸付

- ・ 有償貸付、無償貸付

②国有財産の処分

1）売り払い

- ・ 行政財産の用途廃止手続き
- ・ 不動産鑑定評価
- ・ 公用、公共用取得要望の有無の確認
- ・ 売払いに係る厚生労働大臣承認申請手続き
- ・ 財務省東北財務局への売払処分依頼

2）解体撤去

(3) 実績

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
管理物件数						
①年度当初（物件）		8	8	8	8	7
②年度末（物件）		8	8	8	7	7
（増減②－①）		0	0	0	△ 1	0
売払処分等に係る実績（増減理由）	一般競争入札の実施					
	①実施回数	0	1	1	1	1
	②対象物件	0	1	2	2	2
	③落札物件	0	0	0	0	0
	先着順売却の実施					
	①実施回数	0	0	1	1	1
	②対象物件	0	0	2	2	2
	③申込物件	0	0	0	0	0
	財務局による売払処分（物件） （平成24年度より開始）	0	0	0	1	0
	公共随意契約による 地方公共団体への 売払処分（物件）	0	0	0	0	0
	建物の解体撤去 （物件）	1	0	0	0	0
	所属換	0	0	0	0	0
業務の他関連 の実績	貸付（※）					
	①有償貸付（物件）	1	1	1	0	0
	②無償貸付（物件）	1	1	1	1	1

※ ①は電柱または支線設置に係る貸付。②は市道としての貸付。

II 企画調整課

企画調整課は、東北厚生局の所掌事務に関する総合的な企画立案及び政策の実施に関する総合調整、東北地方社会保険医療協議会の庶務、東日本大震災により被災した市町村の復興支援に関すること等の業務を行っています。

1 総合的な企画立案及び政策の実施に関する総合調整

(1) 事業計画の策定に関する業務

東北厚生局では、毎年度、事業計画を策定し、当該計画に基づき事業を実施しており、事業計画については定期的に幹部ヒアリングを実施し、計画の進捗確認・実績評価を行い、事業内容の改善に努めています。企画調整課は、事業計画策定に関する庶務や、幹部ヒアリングの運営業務を行っています。

(2) 幹部会議の運営業務

東北厚生局では、局の共通の方針及び計画の策定並びに局全体に及ぶ重要事項の検討等を行い、業務の円滑な運営を図ることを目的として、毎月、幹部会議を開催しています。企画調整課は幹部会議事務局として、会議の運営に関する庶務を行っています。

(3) 「国民の皆様の声」の集計業務

東北厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」については、毎月、案件ごとに内容を集計し、厚生労働省の担当部局に報告しています。

令和6年度「国民の皆様の声」報告実績

(単位：件)

	案件内訳（本省部局）	
本省部局への報告件数：30件	保 険 局	24
	医 政 局	1
	年 金 局	1
	老 健 局	1
	社 会 ・ 援 護 局	1

(4) 広報業務

東北厚生局では、厚生行政への理解を深めてもらうため、様々な広報活動をしています。企画調整課は、広報に関する運営・管理を行っています。

① 東北厚生局ホームページ、SNSの管理・運用

東北厚生局では、コンテンツマネジメントシステム（CMS）を導入し、ホームページを作成しています。企画調整課はCMSに関する管理・運用を総括しています。

また、令和３年７月から公式 SNS アカウント（Instagram、YouTube）を開始し、令和５年２月には公式 Twitter を開始しました。SNS に関する管理についても企画調整課が行っています。

② 東北厚生局の事業活動の広報

東北厚生局の事業活動等をホームページ、公式 SNS に掲載し、国民に周知しています。

令和６年度フォトレポート（ホームページ）掲載実績

掲載日	所管課	タイトル
令和６年５月１３日	年金審査課	東北地方年金記録訂正審議会総会（第１０回）
令和６年８月２６日	麻薬取締部	自生大麻抜去作業
令和６年１０月９日	企画調整課	第４３回東北地方社会保険医療協議会総会
令和６年１１月８日	総務課	岩手医科大学医学部１年学外実習
令和６年１１月２７日	年金管理課	学生との年金対話集会（東北福祉大学）
令和６年１２月５日	年金管理課	学生との年金対話集会（宮城大学）
令和６年１２月２６日	麻薬取締部	山形県警察本部長賞表彰式
令和７年１月２１日	年金管理課	令和６年度年金ポスターコンクール
令和７年１月２２日	年金管理課	令和６年度年金委員及び健康保険委員功労者の厚生労働大臣表彰伝達式
令和７年１月３０日	企画調整課	第５３回医療功労賞
令和７年２月７日	企画調整課	認知症サポーター養成講座

計 11 回掲載

令和６年度公式 SNS 投稿実績

- X（旧 Twitter）：12 回投稿
- Instagram：12 回投稿
- YouTube：10 回投稿

③ 事業実績の広報

東北厚生局の事業実績等を取りまとめ、事業年報として東北厚生局ホームページに掲載しています。

④ 業務内容等の広報

東北厚生局の業務内容等を紹介したパンフレットを作成しています。パンフレットは窓口を設置するほか、国家公務員採用試験に係る一般職業業務説明会において配布するとともに、関係団体等へも配布しています。また、東北厚生局ホームページへも掲載しています。

⑤ 広報事業の検討

厚生行政に関する制度の仕組み、東北厚生局の行う業務内容、活動状況等について、わかりやすく、国民目線に立った広報を実施するために、東北厚生局広報委員会を設置し、効果的なPR方策などについて審議しています。

また、広報に関する審議事項について具体的な検討を行うため、広報作業部会を設置し、随時開催しています。

(5) 職員研修等の企画・実施

東北厚生局職員を対象とし、行政制度や施策について、制度の趣旨や施策の目的等を十分に理解し、行政事務を適正に遂行できる人材を育成するため、各種研修を企画・運営し、実施しています。

令和6年度職員研修等実施実績

実施日	研修名
令和6年4月19日	業務別オリエンテーション
令和6年4月23日	新人医療担当者基礎研修（オープン参加）
令和6年5月15日	大規模災害対応研修
令和6年6月18日	身近な疑問から紐解く医療政策の背景事情
令和6年7月4日	ふくしま心のケアセンター地域アルコール対応力強化事業 令和6年度支援関係者向け研修会（オープン参加）
令和6年7月5日	年金制度研修
令和6年7月5日	医療保険制度研修
令和6年7月5日	介護保険制度研修

令和6年7月8日	令和6年度個別指導実務研修（医科） （オープン参加）
令和6年8月30日	年金制度の理解のために
令和6年9月11日	心の疲れに気づこう ～ストレスとケアについて～
令和6年9月30日	課長補佐級・係長級マネジメントスキル基礎研修
令和6年10月21日	令和6年度第1回市町村セミナー（オープン参加）
令和6年11月18日	行政対象暴力等対応基礎研修
令和6年12月3日	被災地視察・研修（福島第一原発）
令和7年1月27日	認知症サポーター養成講座
令和7年2月7日	障害者とのつながり研修
令和7年2月21日	令和6年度第2回市町村セミナー（オープン参加）
令和7年3月4日	令和6年度 支払基金の取組について （オープン参加）

※オープン参加：東北厚生局業務全般の知識を深めるために担当以外の業務研修に参加すること

（6）業務・職場の改善推進

東北厚生局内の業務改善・職場改善を推し進めるため、職員から業務改善・職場改善に関する意見を募集し取りまとめを行っています。提案された意見については、幹部会議に報告し局内幹部の情報共有を図るとともに、提案の実施に向けた検討及び職員からの意見聴取を行う場として業務・職場改善委員会を設置し、随時開催しています。

令和6年度東北厚生局業務・職場改善委員会開催実績（単位：件）

開催日	検討件数
令和6年5月8日	1
令和6年10月18日	1

（7）安否確認サービスの運用・管理

東北厚生局では、大規模な地震が発生した際に、職員及びその家族の安否等を確認する自動メール配信サービスを導入しています。企画調整課では、職員情報の登録状況確認や安否確認メールの配信・回答訓練等、当該サービスに係る運用・管理を行っています。

2 東北地方社会保険医療協議会の庶務

(1) 概要

東北地方社会保険医療協議会（以下「協議会」という。）は、社会保険医療協議会法第1条第2項に基づき東北厚生局に設置された機関です。協議会委員は20名で構成され、主に保険医療機関・保険薬局の指定及び指定の取消並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消について審議しています。企画調整課は協議会事務局として、会議の運営に関する庶務を行っています。

※保険医療機関及び保険薬局の指定は各県事務所に設置する部会において審議しています。

(2) 協議会の開催

協議会事務局として、協議会委員等との日程調整や資料作成、会場設営等を行い、随時、協議会を開催しています。

令和6年度東北地方社会保険医療協議会開催実績

開催日	議題
令和6年10月8日	1. 東北地方社会保険医療協議会会長の選任について 2. 部会に属すべき委員及び臨時委員の指名について 3. 東北地方社会保険医療協議会会長代行の選任について

(3) 協議会委員の委嘱・解嘱について

協議会事務局である企画調整課では、協議会委員の委嘱・解嘱に関する業務を行っています。社会保険医療協議会法第4条第1項に基づく任期満了による委員の交替、任期途中の退任による委員の交替について、指導監査課及び各県事務所並びに厚生労働本省と連絡・調整し、委嘱・解嘱の手続きを行っています。

令和6年度協議会委員の委嘱状交付実績

委員交替事由	委嘱状交付人数
任期満了	委員10名、臨時委員15名（再任含む）
任期途中の退任	委員3名

3 東日本大震災に係る復興支援

復興支援業務について

東日本大震災被災市町村の復興を支援するため、企画調整課内に復興支援室を設置し、以下の業務を行っています。

① 被災自治体の視察による被災地の取組状況・課題等の把握

被災自治体を視察し、自治体や関係機関との意見交換を通して、復興への取組状況や課題等について把握しています。

② 被災者の心のケア支援事業の取組状況・課題等の把握

被災者の心のケア支援事業の取組状況や課題等を把握するため、①の被災地視察のほか、心のケアセンターが主催する会議への出席や、心のケアセンターとの意見交換をしています。

令和6年度心のケアに関する取組実績

開催日	会議名等
令和6年7月23日	ふくしま心のケアセンターとの意見交換
令和6年6月25日	みやぎ心のケアセンターとの意見交換
令和6年8月7日	岩手県こころのケアセンターとの意見交換

令和6年度心のケアに関する各種会議等への出席実績

開催日	会議名等
令和6年9月13日	ふくしま広域こころのケアねっと全体会 (双葉会場)
令和6年11月28日	令和6年度ふくしま心のケアセンター関係者 連携会議
令和6年12月26日	復興庁・厚生労働省による福島県及びふくしま心の ケアセンターヒアリング(オンライン参加)
令和7年1月29日	令和6年度ふくしま広域こころのケアねっと 全体会(郡山会場)
令和7年2月19日	ふくしま心のケアセンター全体研修会
令和6年4月～令和7年3月 ※原則毎月第3木曜日開催	ふくしま心のケアセンター月例会議

③ 行政機関等の復興支援に係る取組状況の把握及び連携促進

①や②のほか、行政機関等の復興支援に係る取組状況の把握や行政機関等との連携を図るため、厚生労働本省との意見交換会の開催、復興庁(復興局)が主催する会議に出席し、意見交換をしています。

令和6年度復興・災害対策等に係る各種会議への出席実績

開催日	会議名等
令和6年4月～ 令和7年3月 ※原則毎月第2火曜日開催	福島復興再生総局情報交換会議
令和6年10月21日 令和7年1月30日	厚生労働本省（障害保健福祉部）との意見交換会 厚生労働本省（大臣官房総務課）との意見交換会

④ 東北厚生局復興支援本部報告会の開催及び厚生労働本省への報告

東北厚生局復興支援本部報告会を開催し、被災地視察や会議等で収集した資料やヒアリング内容について情報共有しています。

また、報告会資料や概要等については厚生労働本省に報告しています。

令和6年度東北厚生局復興支援本部報告会開催実績

開催日	報告内容
令和6年6月12日	福島復興再生総局情報交換会議等各種会議への出席について 被災自治体等との意見交換について 厚生労働本省との意見交換について 地域包括的支援構築施策分析官の活動報告について

III 年金管理課

年金管理課は、日本年金機構に対する各種認可に関する業務（滞納処分等、立入検査等、厚生年金保険料等の納付猶予、徴収・収納職員）のほか、社会保険労務士（社会保険諸法令に関するもの）、年金委員の委嘱・解嘱、学生納付特例事務法人の指定、保険料納付確認団体の指定、市町村に交付する国民年金事務費交付金等に関する業務を担当しています。

1 日本年金機構が行う滞納処分等の認可に関する業務

（1）概要

日本年金機構が滞納処分や財産調査を行う場合は、厚生年金保険法等により、事前に厚生労働大臣の認可を受けなければならないと定められています（認可の権限は、厚生労働省令により地方厚生(支)局長に委任）。

このため東北厚生局では、日本年金機構から提出される滞納処分等の認可申請について内容を審査し、認可を行っています。

（2）実績

令和2年度から令和6年度までの認可状況

（単位：件）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
厚生年金保険	73,897	119,926	92,473	82,689	85,821
国 民 年 金	135	126	3,839	3,071	3,407

（注）厚生年金保険は船員保険及び基金分を含む。

2 日本年金機構が行った滞納処分等の実施結果報告の確認

（1）概要

日本年金機構が滞納処分等を実施した場合は、地方厚生(支)局に対し、その実施結果を報告しなければならないと定められています。

このため東北厚生局では、日本年金機構から滞納処分等の実施結果報告を受け、滞納処分等を執行した事案は認可を受けたものか、認可前の滞納処分等を実施していないか等を確認しています。

（2）実績

令和2年度から令和6年度までの実施結果報告状況

（単位：件）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
厚生年金保険	6,043	4,391	6,800	13,056	13,765
国 民 年 金	212	192	1,281	1,405	1,705

（注）厚生年金保険は船員保険及び基金分を含む。

3 日本年金機構が行う立入検査等の認可に関する業務

(1) 概要

日本年金機構が事業所等に対して立入検査等を行う場合は、厚生年金保険法等により、事前に厚生労働大臣の認可を受けなければならないと定められています。

また、受給権者や被保険者（以下「受給権者等」という。）に関する調査を行う場合も、立入検査等と同様、事前に厚生労働大臣の認可を受けなければならないと定められています（認可の権限は、厚生労働省令により地方厚生(支)局長に委任）。

このため東北厚生局では、日本年金機構から提出される厚生年金保険の未適用事業所及び適用事業所に対する立入検査等の実施並びに受給権者等に関する調査の実施に係る認可申請について内容を審査し、認可を行っています。

(2) 実績

令和2年度から令和6年度までの認可状況

(単位：件)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業所等に対する立入検査等	36,012	43,890	38,532	38,024	36,952
受給権者等に関する調査等	3	1	2	4	3

4 日本年金機構が行った立入検査等に関する調査結果報告の確認

(1) 概要

日本年金機構は立入検査等に係る調査結果について、地方厚生(支)局に対し、報告しなければならないと定められています。

このため東北厚生局では、日本年金機構から立入検査等の調査結果報告を受け、認可有効期限内に立入検査等を実施しているか、認可申請時とは異なる理由で調査を実施していないか等を確認しています。

(2) 実績

令和2年度から令和6年度までの調査結果報告状況

(単位：件)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業所等に対する立入検査等	36,363	37,817	43,434	39,090	36,263
受給権者等に関する調査等	0	3	1	2	4

5 厚生年金保険料等の納付猶予の許可等に関する業務

(1) 概要

厚生年金保険法等において準用する国税通則法第 46 条に定める規定により、保険料の納付が困難な場合には、一定の要件に該当した上で事業主が申請することにより納付を猶予することができます。国税通則法に定める猶予は次の 3 種類であり、それぞれ 1 年以内の範囲で納付の猶予を許可するものです。

1. 事業主が震災、風水害、落雷、火災、その他これらに類する災害によりその財産につき相当な損失を受けた場合において認められる納付の猶予（国税通則法第 46 条第 1 項）
2. 事業主が災害もしくは病気にかかり、または事業の廃止等の事実がある場合などにおいて納付すべき保険料を一時に納付できないときに認められる納付の猶予（国税通則法第 46 条第 2 項）
3. 事業主が届出を遅延した場合において、その一定の保険料を一時に納付することができない理由があるときに認められる納付の猶予（国税通則法第 46 条第 3 項）

納付猶予の申請は、日本年金機構を経由して行われ、東北厚生局では内容を審査し、許可等を行っています。

(2) 実績

令和 2 年度から令和 6 年度までの許可等状況

(単位：件)

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1. 災害等猶予	許可	4	0	1	0	0
	不許可	3	0	0	0	0
2. 通常猶予	許可	0	1	0	0	0
	不許可	0	0	0	0	0
3. 届出遅延猶予	許可	0	0	0	0	0
	不許可	0	0	0	0	0

6 日本年金機構の徴収職員・収納職員の認可に関する業務

(1) 概要

日本年金機構が行う滞納処分等は、日本年金機構の徴収職員が行うこととされ、また、収納事務は、日本年金機構の収納職員が行うことと定められています。

これら徴収職員及び収納職員については、日本年金機構理事長が任命することになりますが、その任命に当たっては、厚生労働大臣の認可を受けなければならないと定められています（認可の権限は、厚生労働省令により地方厚生(支)局長に委任）。

このため東北厚生局では、日本年金機構から提出される徴収職員及び収納職員の認可申請について内容を審査し、認可を行っています。

(2) 実績

令和2年度から令和6年度までの認可状況

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
徴 収 職 員	75	62	65	61	73
収 納 職 員	62	58	59	54	67

7 社会保険労務士に関する業務

概要

厚生労働大臣が所掌する社会保険労務士法に関する業務のうち、社会保険諸法令に関するものは地方厚生(支)局長に委任されており、その業務は次のとおりです(労働諸法令に関するもの等は、都道府県労働局長に委任されています)。

- ① 開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する業務報告の徴収及び立入検査
- ② 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会からの通知の受理
- ③ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
- ④ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
- ⑤ 社会保険労務士会が社会保険労務士に対して注意勧告を行った場合の報告
- ⑥ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞
- ⑦ 全国社会保険労務士会が実施している社会保険労務士試験への協力

〈参考〉東北管内の社会保険労務士会員数(令和7年3月31日現在)

県 名	会 員 数	社会保険労務士法人数
青森県	199人	5法人
岩手県	210人	22法人
宮城県	594人	46法人
秋田県	166人	17法人
山形県	232人	12法人
福島県	365人	26法人
合 計	1,766人	128法人

8 年金委員の委嘱・解嘱等に関する業務

(1) 概要

年金委員は日本年金機構法に基づき、厚生年金保険の適用事業所の事業主の推薦（以下「職域型」という。）または市町村長等の推薦（以下「地域型」という。）によって、厚生労働大臣が委嘱します。

東北厚生局では、日本年金機構から提出される年金委員の委嘱等に関する手続、委員名簿の管理等の業務を実施しています。

(2) 実績

令和2年度から令和6年度までの年金委員数の状況

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
職 域 型	12,041	12,857	13,808	13,752	13,913
地 域 型	594	705	905	948	846
合 計	12,635	13,562	14,713	14,700	14,759

＜参考＞東北管内の年金委員数(令和7年3月31日現在)

(単位：人)

県 名	職域型	地域型	計
青森県	1,783	105	1,888
岩手県	2,523	123	2,646
宮城県	3,174	193	3,367
秋田県	1,742	137	1,879
山形県	1,975	120	2,095
福島県	2,716	168	2,884
合 計	13,913	846	14,759

9 学生納付特例事務法人の指定等に関する業務

(1) 概要

学生納付特例事務法人は、大学や専門学校等が国民年金第1号被保険者である学生・生徒の委託を受けて、保険料の学生納付特例申請に関する事務を代行するもので、厚生労働大臣の指定等が必要です。

東北厚生局では、学生納付特例事務法人の指定の決定、教育施設の確認、取消等の業務を実施しています。

(2) 実績

令和6年度は、3法人の指定を行っています。

(3) 東北管内の学生納付特例事務取扱教育施設数及び学生納付特例事務法人数

(令和7年3月31日現在)

確認・指定学校数	教育施設	事務法人	計
施設・法人数	12施設	50法人	62施設・法人
学 校 数	12校	65校	77校

※施設・法人等の詳細は、参考資料を参照してください。

10 保険料納付確認団体の指定等に関する業務

(1) 概要

保険料納付確認団体は、同種同業者の団体が厚生労働大臣の指定を受け、この団体を通して、国民年金第1号被保険者である会員が自分の保険料納付状況を定期的に確認する仕組みです。

東北厚生局では、団体の指定のほか、不適切な事務処理があった場合の改善命令や指定の取消等の業務を実施しています。

(2) 実績

令和6年度は、新たに指定等を行った団体はありません。

(3) 東北管内の保険料納付確認団体数(令和7年3月31日現在)

3団体

- ① 岩手県歯科医師会
- ② 福島県薬剤師会
- ③ 岩手県社会保険労務士会

11 国民年金事務費交付金等に関する業務

(1) 概要

市町村が行う基礎年金、福祉年金及び特別障害給付金に係る事務は、法律によって市町村が実施するものと定められている事務（以下「法定受託事務」という。）と、法律に定めがないものの公的年金制度の円滑な実施のために厚生労働省、日本年金機構及び市町村が協力して実施する事務（以下「協力・連携事務」という。）に分けられます。

国民年金事務費交付金等は、これらの事務に要した費用を市町村へ交付するものであり、市町村から、地方厚生(支)局を経由して厚生労働大臣に交付申請することとされています。

(2) 実績

令和2年度から令和6年度までの交付決定額の状況

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法定受託事務	1,759,195	1,760,268	1,734,147	1,753,768	1,692,929
協力・連携事務	247,348	262,459	215,942	219,633	213,327
合 計	2,006,544	2,022,728	1,950,090	1,973,402	1,906,257

(注) 金額について千円未満を切り捨てていることから合計が不一致。

〈参考〉令和6年度の県別交付状況

(単位：千円)

県 名	市町村数	交付決定額		計
		法定受託事務	協力・連携事務	
青森県	40	269,833	39,167	309,000
岩手県	33	244,329	29,532	273,862
宮城県	35	458,935	46,616	505,552
秋田県	25	175,776	18,523	194,299
山形県	35	188,740	32,059	220,800
福島県	59	355,313	47,427	402,741
合 計	227	1,692,929	213,327	1,906,257

(注) 金額について千円未満を切り捨てていることから合計が不一致。

12 年金生活者支援給付金に関する業務

(1) 概要

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、福祉的な給付措置として年金に上乗せして支給するものであり、令和元年10月1日に施行されました。

市町村が行う年金生活者支援給付金に係る事務は、国民年金事務費交付金等の場合と同様に、法定受託事務と協力・連携事務に分けられます。

年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金は、これらの事務に要した費用を市町村へ交付するものであり、市町村から、地方厚生(支)局を経由して厚生労働大臣に交付申請することとされています。

(2) 実績

令和2年度から令和6年度までの交付状況

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法定受託事務	58,836	51,857	36,235	40,731	39,857
協力・連携事務	5,299	3,955	3,771	3,627	4,182
合 計	64,136	55,812	40,006	44,359	44,039

(注) 金額について千円未満を切り捨てていることから合計が不一致。

<参考>令和6年度の県別交付状況

(単位：千円)

県 名	市町村数	交付決定額		計
		法定受託事務	協力・連携事務	
青森県	40	6,003	1,474	7,478
岩手県	33	6,158	554	6,713
宮城県	35	9,339	712	10,052
秋田県	25	5,149	333	5,483
山形県	35	4,137	374	4,512
福島県	59	9,067	732	9,800
合 計	227	39,857	4,182	44,039

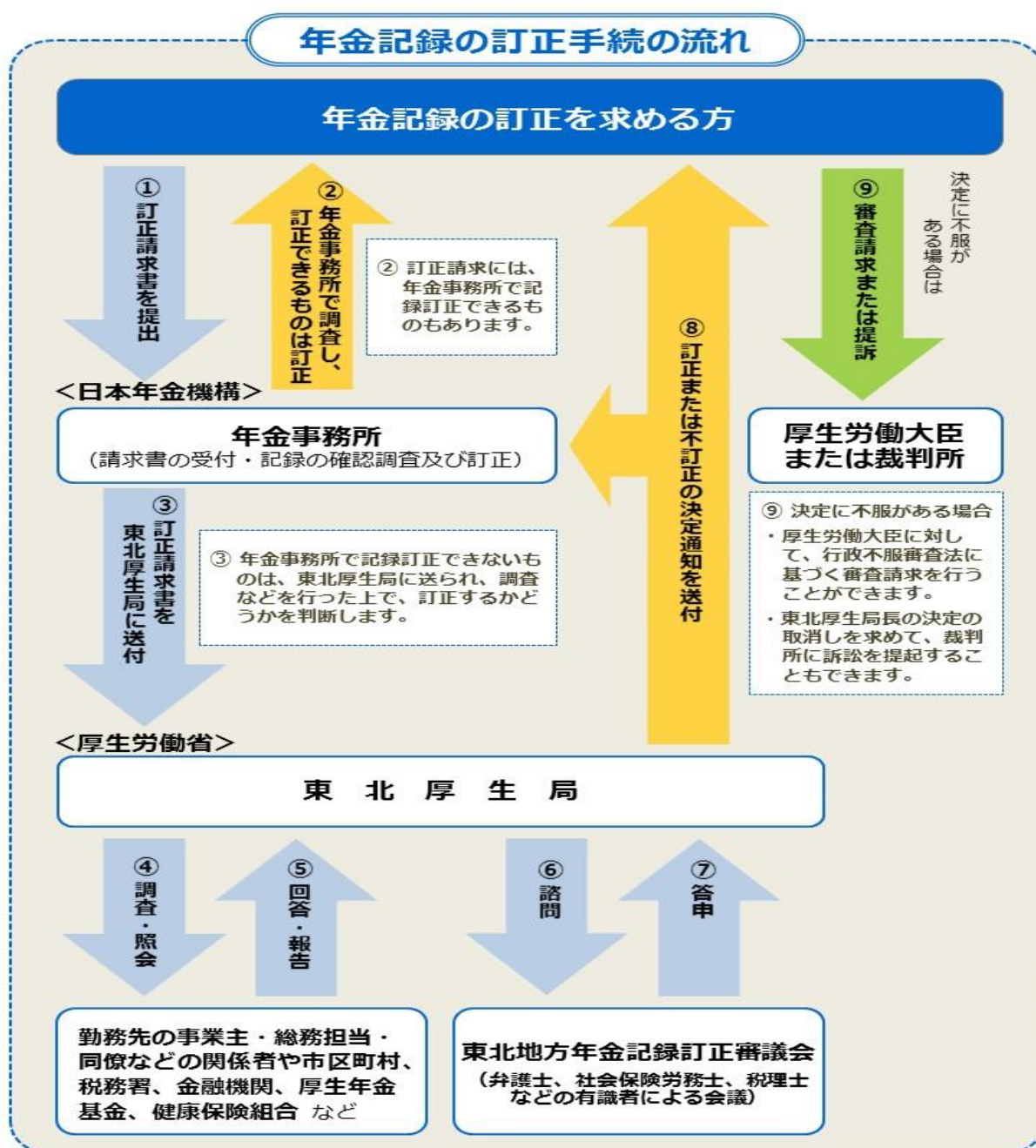
(注) 金額について千円未満を切り捨てていることから合計が不一致。

IV 年金審査課

年金審査課は、平成 26 年 6 月の法律改正により、年金記録の訂正請求に関する業務が、総務省（年金記録確認第三者委員会）から厚生労働省に移管されたことに伴い、平成 27 年 4 月に設置され、厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する年金記録の訂正の請求に関する業務並びに東北地方年金記録訂正審議会の庶務に関する業務を行っています。

1 年金記録の訂正請求に関する業務

(1) 概要



(2) 実績

年金記録訂正請求書の受付・処理状況

① 受付件数の推移 (単位：件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年金事務所受付	282	272	189	211	250
東北厚生局処理分	95	81	71	69	80

② 東北厚生局での処理件数の推移 (単位：件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訂正	50	50	40	30	32
不訂正	42	19	18	17	21
取下等	9	15	10	19	21
処理件数	101	84	68	66	74

③ 令和6年度処理状況 (単位：件)

区分	訂正請求件数 () は前年度 からの繰越件数 の再掲	決定の内訳	
			内訳
厚生年金保険	76 (12)	59	訂正（一部訂正含む） 31
			不訂正 8
			取下 20
国民年金	17 (1)	15	訂正（一部訂正含む） 1
			不訂正 13
			取下 1
合計	93 (13)	74	訂正（一部訂正含む） 32
			不訂正 21
			取下 21

2 東北地方年金記録訂正審議会の庶務

(1) 概要

東北地方年金記録訂正審議会は厚生労働省組織令第 153 条の 2 第 1 項に基づき東北厚生局に設置された機関です。審議会における会議は、審議会の運営等に関する重要事項を審議する「総会」と個別の訂正請求事案の調査審議にあたる「部会」があります。

地方年金記録訂正審議会規則第 3 条に基づき任命された有識者の審議会委員が 2 つの部会を構成し、中立的な立場で年金記録の訂正の可否を審議しており、年金審査課は審議会の庶務を行っています。

(2) 実績

① 総会

東北地方年金記録訂正審議会の第10回総会を令和 6 年 4 月16日に開催し、以下の議題について審議を行いました。

議 題	1. 東北地方年金記録訂正審議会会長の選任について 2. 東北地方年金記録訂正審議会の会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について（報告） 3. 令和 5 年度年金記録訂正請求の受付・処理状況等について（報告） 4. その他
-----	---

② 部会

東北地方年金記録訂正審議会運営規則第 2 条に基づき招集された 2 つの部会で年金記録の訂正の可否を審議し、東北地方年金記録訂正審議会会長から東北厚生局長に答申されました。令和 6 年度の各部会の開催回数及び審議件数は、以下のとおりです。

(単位：件)

	第 1 部会		第 2 部会		合計	
	開催数	審議件数	開催数	審議件数	開催数	審議件数
令和 2 年度	19	40	20	52	39	92
令和 3 年度	15	34	13	35	28	69
令和 4 年度	11	18	11	40	22	58
令和 5 年度	10	26	11	21	21	47
令和 6 年度	12	32	14	21	26	53

V 健康福祉課

健康福祉課は、地域の皆様が安心して暮らすための健康福祉サービスが提供されるよう、補助金の交付等を通じて生活環境や社会福祉基盤の整備に取り組んでいます。

また、栄養士、介護福祉士等の資格取得を目指す方を養成する施設の指定及び指導監督業務を行っています。

1 感染症法に基づく病原体等の管理等に関する業務

(1) 概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）において、生物テロに使用される恐れのある病原体及び毒素（以下病原体等）については、病原性や国民への生命及び健康に与える影響等に応じて一種から四種に分類され、病原体等の所持等に係る基準を設けています。

東北厚生局では、管内の三種病原体等の所持者からの届出業務及び三種病原体等所持施設への立入検査による基準の遵守状況の確認業務を行っています。

(2) 実績

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
三種病原体等所持届出書の受理	0	0	1	0	0
三種病原体等所持届出変更届出書の受理	0	0	1	3	2
三種病原体等輸入届出書の受理	0	0	0	0	0
三種病原体等所持施設への立入検査	1	1	1	1	0

2 児童扶養手当支給事務に関する都道府県及び市町村の指導（技術的助言）に関する業務

(1) 概要

児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促進するため設けられた制度であり、児童扶養手当支給事務は、都道府県及び市区町村が行っています。

東北厚生局では、管内の県及び市町村に対し、児童扶養手当制度の円滑な実施を図ることを目的に、児童扶養手当支給事務に関する指導（技術的助言）を行っています。

(2) 実績

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指導自治体数	6	11	14	12	12

3 民生委員・児童委員の委嘱・解嘱及び主任児童委員の指名並びに表彰に関する業務

(1) 概要

民生委員は、民生委員法（昭和23年法律第198号）の規定により、都道府県知事（指定都市、中核市の長を含む）の推薦によって厚生労働大臣が委嘱し、福祉事務所等関係行政機関に対する協力事務等を行っている民間の奉仕者です。住民の福祉の増進に努めることを任務とし、要保護者の保護指導、地域住民の生活状況の把握、福祉施設の業務への協力などを行っています。

児童委員は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により民生委員をもって充てられています。児童及び妊産婦の福祉の増進に努めることを任務とし、児童および妊産婦の保護・保健などに関する援助・指導を行い、児童福祉司や社会福祉主事の行う職務への協力などを行っています。

また、主任児童委員は、児童委員のうちから厚生労働大臣によって指名され、児童委員の職務について関係機関と児童委員との連絡調整並びに児童委員の活動に対する援助及び協力を行っています。

東北厚生局では、管内の民生委員・児童委員の委嘱及び解嘱、主任児童委員の指名並びに表彰に関する業務を行っています。

(2) 実績

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
民生委員児童委員委嘱	470	308	20,041	585	458
民生委員児童委員解嘱	345	314	275	450	427
主任児童委員指名	45	35	2,039	53	27
主任児童委員指名解除	30	25	495	31	38
感謝状の授与	139	118	5,084	202	168
厚生労働大臣表彰個人	35	32	36	34	33
厚生労働大臣表彰団体	4	4	5	4	4
厚生労働大臣特別表彰	23	29	801	10	34

(3) 民生委員・児童委員委嘱者数〔令和7年3月31日現在〕

（単位：人）

県・市名	委嘱者数		県・市名	委嘱者数	
		うち主任児童委員			うち主任児童委員
青森県	1,936	178	八戸市	450	44
岩手県	2,780	295	盛岡市	520	53
宮城県	2,695	236	秋田市	592	73
秋田県	2,293	245	山形市	428	59
山形県	2,124	214	福島市	531	48
福島県	2,612	279	郡山市	542	68
仙台市	1,395	126	いわき市	596	66
青森市	538	58	合計	20,032	2,042

4 生活保護の医療扶助の適正実施に関する指導監査に関する業務

(1) 概要

生活保護法（昭和25年法律第144号）の施行事務監査（医療扶助の適正化）は、都道府県、指定都市及び中核市に対して、①自立支援医療の適用状況に関すること、②頻回受診者に対する適正受診の指導に関すること、③向精神薬重複処方の改善状況に関すること、④指定医療機関に対する指導等の実施状況に関することを中心に実施しています。

東北厚生局では、管内の県、指定都市及び中核市に対し指導監査を行っています。

(2) 実績

令和6年度は、東北管内6県、1指定都市及び8中核市に対し、指導監査を実施しました。

5 生活保護法指定医療機関に対する指導に関する業務

(1) 概要

生活保護法に基づく指定医療機関に対する指導業務を実施しています。また、生活保護の医療扶助運営要領に基づき、国（地方厚生局）と地方自治体による共同指導を実施しています。

東北厚生局では、管内の生活保護法に規定する指定医療機関に対し、国（地方厚生局）と地方自治体による共同指導を実施しています。

(2) 実績

令和6年度は岩手県、山形県と共同で2指定医療機関に対する指導を実施しました。

6 保護施設に対する指導監査に関する業務

(1) 概要

日常生活の需要を満たすための生活扶助をはじめとする居宅保護や、身体上又は精神上著しい障害があるため、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とした救護施設をはじめとする保護施設に対する指導監査は、生活保護法の規定に基づき、保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として行っています。

東北厚生局では、管内の県、指定都市又は中核市が設置した保護施設に対し、概ね4年に1回実地による監査を実施しています。

(2) 実績

（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保護施設に対する指導監査	0	0	0	0	0

（※令和7年3月末現在、東北厚生局管内に指導監査の対象となる保護施設はありません。）

7 生活保護法に基づく指定医療機関・指定介護機関の指定、監督等に関する業務

(1) 概要

生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当する機関又は介護扶助のための介護を担当する機関は、病院、診療所、薬局、介護施設等の開設者からの申請により指定しています。

東北厚生局では、管内に所在する国が開設した医療機関及び介護機関に係る指定、指定更新、指定の取消、及び廃止・辞退、変更届の受理に関する業務を行っています。

（「生活保護指定医療機関一覧（東北厚生局管内で国が開設するもの）」は参考資料 2（1）、「生活保護指定介護機関一覧（東北厚生局管内で国が開設するもの）」は参考資料 2（2）参照）

(2) 実績

（単位：件）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
指定申請	2	1	0	0	0
指定更新	0	3	3	19	2
変更、廃止等届出の受理	5	5	6	10	22
辞退の申出の受理	0	0	0	0	0
指定の取消	0	0	0	0	0

8 各種養成施設の指定及び監督等に関する業務

東北厚生局では、次の専門職種に就くための資格又は受験資格等を得るための管内の養成施設等について、申請に基づく指定の事務、変更の承認等の事務を行うとともに、指定基準に係る関係法令等の遵守状況を実地で確認する指導調査をはじめ、養成施設等に対する監督等の業務を行っています。

（「東北厚生局の所管する養成施設等一覧」は参考資料 2（3）参照）

(1) あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師養成施設

① 資格の概要

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）に基づく資格であり、医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業とする者のことです。

② 実績

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規認定	0	0	0	0	0
変更承認	0	0	0	0	0
変更届出	0	1	1	1	0
取消・廃止	0	0	0	0	0
実地調査	0	0	1	0	0

(2) 管理栄養士養成施設

① 資格の概要

管理栄養士とは、栄養士法（昭和22年法律第245号）に基づく資格であり、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者のことです。

② 実績

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規指定	0	0	0	0	0
変更承認	0	0	0	2	2
変更届出	4	1	1	1	3
取消・廃止	0	0	0	0	0
実地調査	0	1	0	1	0

(3) 栄養士養成施設

① 資格の概要

栄養士とは、栄養士法に基づく資格であり、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者のことです。

② 実績

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規指定	0	0	0	0	0
変更承認	1	4	5	3	4
変更届出	2	1	3	5	4
取消・廃止	1	0	1	1	0
実地調査	4	2	3	4	3

(4) 介護福祉士養成施設等

① 資格の概要

介護福祉士とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）に基づく資格であり、同法第 42 条第 1 項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対し心身の状況に応じた介護を行い、その者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者のことです。

② 実績

(介護福祉士養成施設等) 福祉系高等学校等含む

(単位：件)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
新規指定	0	1	0	0	1
変更承認	3	1	2	3	4
変更届出	44	43	54	51	48
取消・廃止	0	0	2	1	2
実地調査	4	6	5	7	6

(実務者研修)

(単位：件)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
新規指定	0	0	0	0	0
変更承認	0	0	0	0	0
変更届出	0	4	2	2	1
実地調査	1	1	1	0	1

9 社会福祉に関する科目を定める省令第 4 条に規定する実習演習科目の確認に関する業務

(1) 概要

社会福祉士及び介護福祉士法では、社会福祉に関する科目又は基礎科目を修了し、社会福祉士又は介護福祉士の試験を受験しようとする者について、当該受験者の利便性に配慮し、その修了した科目が基準を満たしているかどうかを個別に審査する手続きを省略できるよう、実習演習科目について、文部科学大臣及び厚生労働大臣による事前の確認を受けることができるようになっています。

実習演習科目の確認を受けようとする者は、文部科学大臣及び厚生労働大臣に申請をすることになっており、東北厚生局では、管内の当該実習科目の確認を行っています。

(2) 実績

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実習演習科目の確認	2	0	0	0	0
変更届	37	31	40	52	45
確認の取消	0	0	1	0	1

10 各種講習会に関する業務

東北厚生局では、管内の社会福祉士及び介護福祉士養成施設等から届け出される各種講習会の実施届書、変更届書、実施報告書等の受理を行っています。

(1) 介護技術講習等に係る実施の届出等の受理

① 概要

介護技術講習会を実施する場合は、実施届を提出し、各講習会終了後には実施報告書を提出することとされています。

東北厚生局では、管内の介護福祉士学校から提出される介護技術講習会の実施届、変更届、実施報告書及び修了者名簿等の受理を行っています。

② 実績

令和6年度の介護技術講習会実施届等受理の実績はありません。

(2) 社会福祉士実習演習担当教員講習会等の実施届の受理

① 概要

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設又は福祉系大学における専任教員等は、厚生労働大臣が定める基準を満たす教員講習会の受講が必要な場合があります。

また、社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、福祉系高校又は福祉系大学における実習施設の実習指導者は、厚生労働大臣が定める基準を満たす実習指導者講習会の受講が必要な場合があります。

講習会を実施する者は、厚生労働大臣に届け出ることとされています。

東北厚生局では、当該講習会の実施届出等の受理を行っています。

② 実績等

令和6年度は、社会福祉士実習指導者講習会実施届を5件受理しています。

また、介護福祉実習指導者講習会実施届を7件受理しています。

(3) 実務者研修教員講習会の実施届等の受理

① 概要

介護福祉士実務者養成施設において、教務に関する主任者となる教員及び介護課程Ⅲを教授する教員は、厚生労働大臣が定める基準を満たす教員講習会の修了が必要な場合があ

ります。講習会を実施する者は、厚生労働大臣に届け出ることとされています。
東北厚生局では、当該講習会の実施届出等の受理業務を行っています。

② 実績

令和6年度は、実務者研修教員講習会実施届を2件受理しています。

(4) 医療的ケア教員講習会の実施届等の受理

① 概要

介護福祉士養成施設（実務者養成施設含む）において、医療的ケアを教授する教員は、厚生労働大臣が定める基準を満たす教員講習会の修了が必要な場合があります。講習会を実施する者は、厚生労働大臣に届け出ることとされています。

東北厚生局では、当該講習会の実施届出等の受理を行っています。

② 実績

令和6年度は、医療的ケア教員講習会実施届を25件受理しています。

(5) その他

実務者研修認定研修の実施届出書について受理し、その実施予定をホームページ上で公表しています。

令和6年度の実務者研修認定研修の実施届出書受理の実績はありません。

11 障害者自立支援指導に関する業務

(1) 概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく、障害者自立支援制度の円滑かつ適正な実施を図る観点から、管内の県、指定都市及び中核市が行う障害福祉サービス事業者等の指定事務及び指導監査事務等に関する指導助言を行うとともに、県の指導状況を確認するため市町村において実地検証を行っています。

(2) 実績

（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実地指導	0	2県、3市	3県、3市	1市	1県、2市
実地検証	0	2	3	2	1

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、中止となりました。

12 地方厚生局に委任された補助金の交付等に関する業務

東北厚生局では、次の補助金等について、管内の交付決定等の執行業務を行っています。

(1) 施設整備に係る補助金等について

補助金等名	交付目的及び主な対象施設等	交付件数及び交付額
保健衛生施設等 施設・設備整備 費国庫補助金	都道府県等が設置する精神保健、精神障害及び感染症の医療機関等の施設及び設備に要する経費の一部を補助し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	【施設整備】 1. 交付件数 1 件 2. 交付額 10,345 千円 【設備整備】 1. 交付件数 24 件 2. 交付額 106,755 千円
保健衛生施設等 災害復旧費国庫 補助金	都道府県等が設置する保健所、市町村保健センター、精神科病院等の保健衛生施設等が暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた災害復旧事業に要する経費の一部を補助することにより、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	1. 交付件数 1 件 2. 交付額 678,993 千円
地域介護・福祉 空間整備等施設 整備交付金	市町村が作成した防災・減災等事業整備計画に基づく事業又は事務の実施に要する経費の一部に充てるため、都道府県及び市町村に交付することにより、地域における公的介護施設等の施設及び設備等の整備事業を促進することを目的とする。 ○防災・減災等事業整備計画（主な対象事業） 既存の小規模高齢者施設等におけるスプリンクラー設備等整備事業、耐震及び水害対策強化のための防災補強改修並びに利用者等の安全性確保の観点から行う大規模修繕等を実施する事業、既存高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために要する経費を支援する事業、高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業 など	1. 交付件数 78 件 2. 交付額 584,724 千円

次世代育成支援対策施設整備交付金	次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、児童福祉施設等及び障害児施設等の新設、修理、改造、拡張又は防犯対策強化等の整備に要する経費の一部を交付することにより、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。 (対象施設) 児童相談所一時保護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、婦人相談所一時保護施設及び婦人保護施設、子育て支援のための拠点施設	1. 交付件数 29 件 2. 交付額 819,461 千円
就学前教育・保育施設整備交付金	保育所、認定こども園、小規模保育事業所又はこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所の新設、修理、改造又は整備に要する経費、並びに保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又はこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所の防音壁の整備及び保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又はこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所の防犯対策の強化に係る整備に要する経費の一部に充てるために交付することにより、こどもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進することを目的とする。 (対象施設) 保育所、認定こども園、小規模保育事業所又はこども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う事業所	1. 交付件数 64 件 2. 交付額 4,353,578 千円
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	福祉各法に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備（創設、増築、増改築、改築、拡張、防犯対策の強化に係る大規模修繕等）に要する経費の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。 (対象施設) 障害者（児）関連施設及び保護施設等	1. 交付件数 18 件 2. 交付額 1,035,949 千円

社会福祉施設等 災害復旧費国庫 補助金	福祉各法に基づき、社会福祉法人等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧事業に要する経費の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。	1. 交付件数 4 件 2. 交付額 318,250 千円
児童福祉施設等 災害復旧費国庫 補助金	児童福祉法及び認定こども園法に基づき、社会福祉法人等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧事業に要する経費の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。	1. 交付件数 2 件 2. 交付額 37,048 千円
子ども・子育て支 援施設整備交付 金	市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。	1. 交付件数 66 件 2. 交付額 635,590 千円

(2) 義務的経費に係る補助金等について

補助金等名	交付目的及び主な対象施設等	交付件数及び交付額
結核医療費国庫 負担金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う入院患者（勧告又は措置等）に対する医療に要する経費等の一部を負担することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図りもって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 6 県・9 市 2. 交付額 89,751 千円
結核医療費国庫 補助金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する経費等の一部を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図りもって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 6 県・9 市 2. 交付額 8,327 千円

原爆被爆者健康 診断費交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断等に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図ることを目的とする。	1. 交付先 6 県 2. 交付額 3,825 千円
原爆被爆者手当 交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当及びその支給事業に要する経費を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 6 県 2. 交付額 93,388 千円
原爆被爆者葬祭 料交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料及びその支給事業に要する経費を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげることを目的とする。	1. 交付先 6 県 2. 交付額 7,311 千円
児童扶養手当給 付費国庫負担金	都道府県又は市等が行う児童扶養手当及びその支給に要する経費の一部を負担することにより、一人親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 6 県・77 市 2. 交付額 10,393,780 千円
特別児童扶養手 当事務取扱交付 金	都道府県又は市等が行う特別児童扶養手当及びその支給に係る事務の処理に必要な経費の一部を交付することにより、精神又は身体に障害を有する児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 6 県 224 市町村 2. 交付額 196,683千円
特別障害者手当 等給付費国庫負 担金	都道府県又は市等が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等及びその支給に要する経費の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 6 県 77 市 2. 交付額 3,149,010千円

女性支援費国庫負担金及び国庫補助金	都道府県及び女性相談支援センターを設置する市が行う女性支援に要する経費の一部を負担及び補助することにより、困難な問題を抱える女性の福祉の推進を図ること及び配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を図ることを目的とする。	1. 交付先 6 県 2. 交付額 211,493 千円
児童入所施設措置費等国庫負担金	都道府県及び市等が行う児童福祉施設等の運営等に係る経費の一部を負担することにより、児童とその保護者の生活の保障及び児童の健全な育成を図ることを目的とする。	1. 交付先 6 県 55 市 2. 交付額 (保護費) 8,734,174 千円 (医療費) 145,085 千円
子どものための教育・保育給付交付金	市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。	1. 交付先 6 県201市町村 2. 交付額 128,498,630 千円
子どものための教育・保育給付費補助金	認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。	1. 交付先 申請なし
子育てのための施設等利用給付交付金	市町村が支弁する施設等利用費の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援すること及び子どもの保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。	1. 交付先 6 県 167 市 2. 交付額 3,330,700 千円 円
子ども・子育て支援交付金	市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく措置のうち、子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。	1. 交付先 6 県 221市町村 2. 交付額 15,767,161 千円

13 地方厚生局に委任された災害復旧費に関する業務

(1) 概要

厚生労働省が所管する施設の災害復旧費については、管内の保健衛生施設等及び社会福祉施設等に関する一部の事務が本省から地方厚生局に委任されています。

また、こども家庭庁が所管する施設の災害復旧費については、管内の児童福祉施設等に関する事務がこども家庭庁から地方厚生局に委任されています。

(2) 実績

次表のとおり令和5年7月及び9月の豪雨で被災した施設等の早期復旧に向け、調査（査定）を実施しました。

令和5年度調査（査定）実施分 災害別・自治体別内訳 （単位：件）

名 称	発生年月	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	計
令和5年7月豪雨	令和5年7月	0	0	0	5	0	0	5
令和5年9月豪雨	令和5年9月	0	0	0	2	0	1	3

14 補助金等により取得した財産の処分に関する業務

(1) 概要

補助事業者等が、補助金等の交付を受けて取得した財産を、補助金等の交付の目的に反して処分（目的外の使用、譲渡、交換、貸し付け、担保提供及び取り壊し）するに当たっては、あらかじめ各省各庁の長の承認を受ける必要があります。

東北厚生局では、厚生労働省所管一般会計補助金等のうち、管内の社会福祉施設及び保健衛生施設等に係る財産処分について、こども家庭庁所管一般会計補助金等及び年金特別会計子ども・子育て支援勘定補助金のうち、管内の児童福祉施設等に係る財産処分について補助事業者等から提出される財産処分承認申請の承認を行っています。また、承認した財産処分が完了した際の報告書を受理しています。

(2) 実績

① 社会福祉施設等

ア 承認事項

(単位：件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
処 分 の 種 類	転 用	13	7	5	4	5
	無償譲渡	4	6	2	4	12
	有償譲渡	2	3	6	0	1
	交 換	0	0	0	0	0
	無償貸付	1	0	0	3	1
	有償貸付	0	1	0	2	0
	取り壊し	6	3	6	5	3
	廃 棄	1	1	1	0	0
	抵 当 権	13	14	4	3	0
	合 計 (国庫納付あり)	40 (7)	35 (5)	24 (10)	21 (8)	22 (3)

イ 包括承認事項

(単位：件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
処 分 の 種 類	転 用	19	25	17	9	21
	無償譲渡	9	5	5	7	6
	有償譲渡	0	0	0	0	0
	交 換	0	0	0	0	0
	無償貸付	3	1	4	0	1
	有償貸付	0	0	0	0	0
	取り壊し	2	8	6	3	1
	廃 棄	2	0	0	0	0
	抵 当 権	0	0	0	0	0
	合 計	35	39	32	19	29

② 保健衛生施設等

ア 承認事項

(単位：件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
処 分 の 種 類	転 用	1	0	0	0	0
	無償譲渡	1	0	0	1	0
	有償譲渡	0	0	0	0	0
	交 換	0	0	0	0	0
	無償貸付	1	0	0	0	0
	有償貸付	0	0	1	0	0
	取り壊し	0	0	0	0	0
	廃 棄	0	0	0	0	0
	抵 当 権	0	0	0	0	0
	合 計 (国庫納付あり)	3 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)

イ 包括承認事項

(単位：件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
処分の種類	転 用	6	2	3	3	1
	無償譲渡	1	0	0	0	0
	有償譲渡	0	0	0	0	0
	交 換	0	0	0	0	0
	無償貸付	2	0	0	1	1
	有償貸付	0	0	0	0	0
	取り壊し	1	0	1	1	0
	廃 棄	0	1	0	0	0
	抵 当 権	0	0	0	0	0
	合 計	10	3	4	5	2

③ 児童福祉施設等

ア 承認事項

(単位：件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
処分の種類	転 用				0	2
	無償譲渡				2	0
	有償譲渡				0	0
	交 換				0	0
	無償貸付				1	0
	有償貸付				0	0
	取り壊し				5	2
	廃 棄				0	0
	抵 当 権				1	0
	合 計 (国庫納付あり)				9 (0)	4 (1)

イ 包括承認事項

(単位：件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
処分の種類	転 用				20	5
	無償譲渡				1	1
	有償譲渡				0	0
	交 換				0	0
	無償貸付				0	1
	有償貸付				0	0
	取り壊し				1	0
	廃 棄				0	0
	抵 当 権				0	0
	合 計				22	7

15 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画認定業務

(1) 概要

平成 28 年 7 月 1 日に施行された中小企業等経営強化法により、中小企業等は人材育成、コスト管理のマネジメントの向上や設備投資等、事業者の経営力を向上させるための経営力向上計画を作成し、事業分野別の主務大臣へ申請することにより、計画の認定を受けた事業者は、税制や金融の支援措置を受けることができます。

東北厚生局では、管内の事業者からの申請の受付及び認定を行っています。

(2) 実績

(単位：件)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
申請数	112	104	101	103	83
認定数	117	100	87	97	77

※認定数には前年度申請（繰越）分を含む。

VI 医事課

医事課は、より安全で質の高い医療を提供するため、医療安全に関する取組の普及及び啓発に関する業務、医師及び歯科医師の臨床研修に関する業務、再生医療等安全性確保法に関する業務、看護師の特定行為研修に関する業務、臨床研究法に関する業務などを行っています。

1 医師の臨床研修に関する業務

(1) 概要

平成 12 年の医師法（昭和 23 年法律第 201 号）の改正により、診療に従事しようとするすべての医師に 2 年間の臨床研修が義務付けられ、平成 16 年度から施行されています。東北厚生局では、医師臨床研修を修了した者の医籍登録手続や医師臨床研修補助金に係る業務を行っています。このほか、東北管内の臨床研修病院における臨床研修の質的向上に向けた取組を行っています。

なお、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号）の施行に伴い、令和 2 年 4 月 1 日から、臨床研修病院の指定及び募集定員の設定に関する事務・権限については、都道府県に移譲されました。

東北管内の臨床研修病院の状況

（単位：施設）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
臨床研修病院 （基幹型）	86	86	87	87	87

(2) 実績

・医師の臨床研修に関する業務

（単位：件）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
臨床研修修了登録申請	574	569	592	619	611

※「医師臨床研修病院（基幹型）一覧」は参考資料 3（1）参照

・補助金

補助金等名	交付目的及び主な対象施設等	交付件数及び交付額
医師臨床研修 費等補助金	医師としての人格を涵養し、将来専門とする分野にかかわらず、プライマリ・ケアの基本的な診療能力を習得するための臨床研修を支援するとともに、安心・信頼できる医療の確保の推進を目的とする。	1. 交付病院数 86件 2. 交付額 882,536千円

2 歯科医師の臨床研修に関する業務

(1) 概要

平成12年の歯科医師法（昭和23年法律第202号）の改正により、診療に従事しようとするすべての歯科医師に1年間の臨床研修が義務付けられ、平成18年度から施行されています。東北厚生局では、歯科医師臨床研修を修了した者の歯科医籍登録手続や歯科医師臨床研修を実施する施設の指定申請等に係る業務を行っています。このほか、東北管内の歯科医師臨床研修施設における臨床研修の質的向上に向けた取組を行っています。

東北管内の臨床研修施設の状況

（単位：施設）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
臨床研修施設 (単独型・管理型)	21	21	22	23	24

(2) 実績

歯科医師の臨床研修に関する業務

（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指定申請	0	1	1	1	1
研修プログラム変更届	8	9	25	11	11
臨床研修修了登録申請	141	133	119	120	111
臨床研修指定施設実地 調査	2	3	3	3	3

※「歯科医師臨床研修施設（単独型・管理型）一覧」は参考資料3（2）参照

3 行政処分を受けた医師等に対する再教育に関する業務

(1) 概要

医師法・歯科医師法において、厚生労働大臣は、行政処分を受けた医師・歯科医師に対して、倫理の保持、具有すべき知識及び技能に関する研修を受けるよう命ずることができると規定されています。行政処分の程度に応じて研修内容が区分されており、東北厚生局では、1年以上の医業又は歯科医業停止の行政処分を受けた者が対象となる個別研修の事務手続を行っています。

(2) 実績

個別研修修了者

(単位：名)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
医師	0	0	1	0	0
歯科医師	0	0	0	0	0

4 医療安全に関する取組の普及及び啓発に関する業務

(1) 概要

医療機関の管理者等の資質と医療の安全性の向上を図ることを目的として、東北厚生局では、毎年度、医療安全ワークショップ及び医療安全セミナーを開催しています。

(2) 実績

医療安全ワークショップ及び医療安全セミナー

(単位：名)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受講者数	(W) － (S) －	(W) － (S) 336	(W) 57 (S) 1,059	(W) 53 (S) 1,398	(W) 45 (S) 939

※ (W) はワークショップ、(S) はセミナー

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響でワークショップ、セミナー共に中止。

令和3年度はセミナーのみオンラインにて開催。

令和4年度以降のセミナーについては、主に医療従事者を対象として、医療安全に関する講演動画を複数配信。数値は動画の最高視聴回数。

※「指定入院医療機関一覧」は参考資料3（3）参照

・東北管内の指定通院医療機関の状況

(単位：施設)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病院	57	59	59	59	58
診療所	10	10	9	9	10
薬局	685	686	690	693	687
訪問看護	31	35	37	42	50

(2) 実績

医療観察法に係る業務

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規指定(件)	14	9	10	27	13
入院医療機関の 選定(件)	15	16	16	17	21
通院医療機関の 選定(件)	16	6	14	14	13
精神保健判定医の 登録(名)	104	105	103	99	94
精神保健参与員の 登録(名)	61	57	57	58	56
診療報酬請求の 審査・支払(件)	1,521	1,566	1,533	1,573	1,732

6 薬事監視等業務

(1) 概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律により、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可等は厚生労働大臣が与えることとなっており、その権限の一部は地方厚生局長に委任されています。東北厚生局では、医薬品（生物学的製剤、放射性医薬品等）の製造業の許可等に係る業務を行っています。

東北管内の製造所の状況

(単位：施設)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生物学的製剤等	4	5	6	7	7
放射性医薬品	2	2	2	2	2

(2) 実績

医薬品製造業の許可関係業務

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
許可申請	2	2	0	1	2
許可更新申請	0	0	3	1	2
管理者承認	4	2	1	1	3
変更届等	2	8	9	19	15

7 再生医療等安全性確保法に関する業務

(1) 概要

再生医療等の迅速かつ安全な提供を図るため、平成26年11月25日に再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）（以下「再生医療等安全性確保法」という。）が施行されました。

東北厚生局では、再生医療等を提供する機関の提供計画の受付（第二種、第三種）、再生医療等委員会の認定（第三種）及び細胞培養加工施設を設置する機関の許可及び届出に関する業務等を行っています。

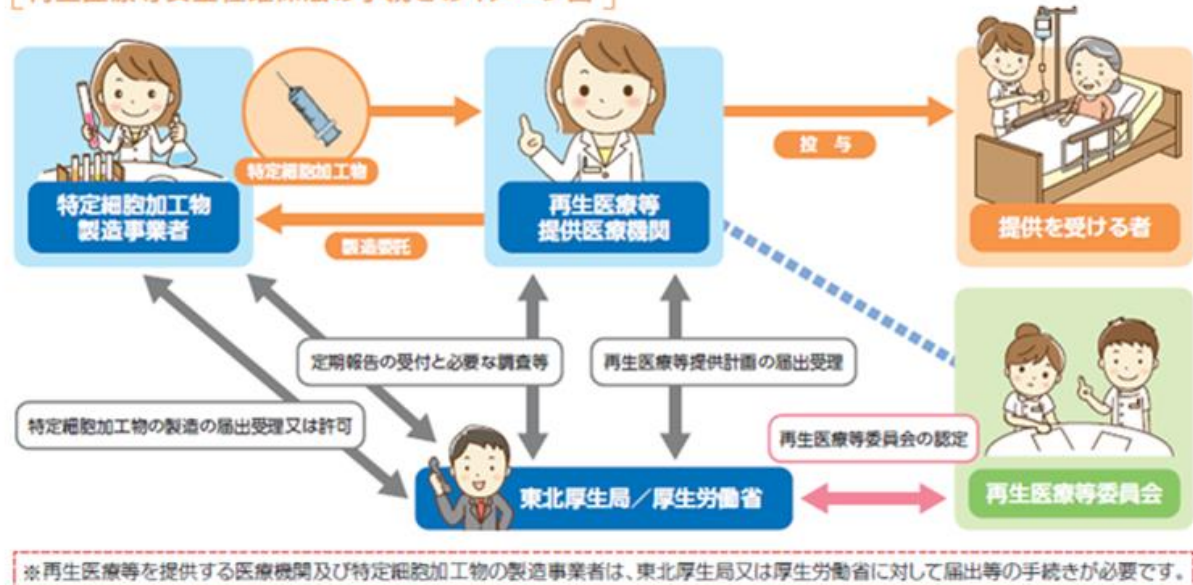
※再生医療のリスク分類について

第一種：ヒトに未実施など高リスク（ES細胞、iPS細胞等）

第二種：現在実施中など中リスク（体性幹細胞等）

第三種：リスクの低いもの（加工した体細胞等）

〔再生医療等安全性確保法の手続きのイメージ図〕



東北管内の（特定）認定再生医療等委員会の状況

（単位：委員会）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定認定 再生医療等委員会	1	1	1	1	1
認定再生医療等 委員会	4	3	3	3	3

※特定認定再生医療等委員会：認定再生医療等委員会のうち、特に高度な審査能力、第三者性を有するもので、第一種及び第二種の再生医療等提供計画について審査を行う。

認定再生医療等委員会：第三種の再生医療等提供計画について審査を行う。

(2) 実績

再生医療等安全確保法に係る届出等

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
再生医療等提供計画の 新規受付	15	15	22	5	23
再生医療等委員会の 認定申請	0	0	0	0	0
再生医療等委員会 更新申請	1	3	1	0	3
特定細胞加工物 製造許可申請・届出	14	13	15	8	12
特定細胞加工物製造 許可事項更新申請	1	0	0	0	0

8 看護師の特定行為研修に関する業務

(1) 概要

団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向けて、在宅医療等の推進を図っていくため、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書等により一定の診療の補助を行う看護師を養成し確保していく必要があります。そのために、保健師助産師看護師法に基づき看護師の特定行為研修制度が創設され、平成27年10月1日に施行されました。

東北厚生局では、特定行為研修を行う施設の指定に関する業務や特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の受理等を行っています。

東北管内の指定研修機関の状況

(単位：施設)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指定研修機関	19	19	20	23	28

(2) 実績

特定行為研修に係る業務

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指定申請（件）	5	1	1	3	5
変更届（件）	36	29	38	41	41
区分変更申請（件）	3	7	2	4	2
実地調査（件）	0	5	5	0	0
特定行為研修修了者（人）	104	142	137	143	173

※「特定行為研修指定研修機関一覧」は参考資料3（4）参照

9 臨床研究法に関する業務

(1) 概要

医薬品等を人に対して用いることにより、その医薬品等の有効性・安全性を明らかにする臨床研究を法律の対象とすることとし、臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進し、もって保健衛生の向上に寄与することを目的として「臨床研究法」が平成29年4月14日に公布され、平成30年4月1日に施行されました。

東北厚生局では、特定臨床研究の実施に関する計画の受付、特定臨床研究の実施計画を審査する臨床研究審査委員会の認定等に関する業務を行っています。

※特定臨床研究

- ・臨床研究のうち、医薬品等製造販売業者又はその子会社等から研究資金等の提供を受けて実施する臨床研究
- ・未承認医薬品等又は適応外医薬品等を用いる臨床研究

※臨床研究審査委員会

臨床研究に関する専門的な知識経験を有する者により構成される委員会

東北管内の臨床研究審査委員会の状況

(単位：委員会)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
臨床研究審査委員会	6	6	6	5	5

(2) 実績

臨床研究法に係る業務

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施計画の新規受付	23	19	8	11	19
臨床研究審査委員会の 認定申請	3	2	0	0	0

10 医師偏在対策・医師確保に関する業務

(1) 概要

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置を講ずることを改正の趣旨とした「医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）」が平成30年7月25日に公布され、令和2年4月1日に施行されました。

東北厚生局では、医師少数区域等において6か月以上勤務し、その中で医師少数区域等における医療の提供に必要な業務を行った医師の認定に関する業務を行っています。

(2) 実績

医師少数区域経験認定医師

(単位：名)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定者数 (県別内訳)	37 〔岩手 37〕	21 〔岩手 19 秋田 1 福島 1〕	32 〔青森 1 岩手 22 宮城 2 秋田 1 山形 2 福島 4〕	26 〔青森 3 岩手 21 福島 2〕	33 〔青森 3 岩手 22 宮城 2 秋田 1 山形 1 福島 4〕

1 1 災害時における医療の確保の支援に関する業務

(1) 概要

近年の頻発、激甚化する自然災害への対応等のため、東北厚生局では、厚生労働本省と連携を図りながら、厚生労働省と県との円滑な連絡・情報共有に向けた業務、県に対する支援業務及び災害拠点病院の調査（視察）を行っています。

(2) 実績

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
災害拠点病院の調査（視察）	2	4	6	6

1 2 地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関する業務

(1) 概要

「地域医療構想」とは、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向け、医療機能（※）ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、目指すべき医療提供体制を実現するための施策を定めるもので、「医療介護総合確保推進法（平成元年法律第64号）」により平成28年度中に全ての都道府県で策定されました。

東北厚生局では、

- ① 各構想区域における議論の状況等に関する情報の整理
- ② 地域医療介護総合確保基金の適切・効果的な運用に向けたヒアリング
- ③ 重点支援区域関係者との連絡調整等

を行っています。

※医療機能とは、医療法施行規則第30条の33の2の5に定める「高度急性期機能」、「急性期機能」、「回復期機能」及び「慢性期機能」の4つの区分のことをいう。

(2) 実績

各構想区域地域医療構想調整会議出席回数

(単位：回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出席回数	8	3	4	9	9

VII 食品衛生課

食品衛生課は、輸出促進法に基づく輸出水産食品や食肉等の認定施設への査察、食品衛生法に基づく登録検査機関の登録・立入検査や大規模食中毒発生時の関係機関との連絡調整のほか、健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の監視指導などの業務を実施しています。

1 輸出水産食品の認定施設などに対する査察等の業務

(1) 概要

米国やEU（欧州連合）等の国では、外国から輸入される食品について、自国と同等の衛生的な管理を輸出国へ義務づけています。食品衛生課では、受入国の基準を満たした日本国内の水産食品の製造施設に対して認定や定期的な査察を行っています。また、韓国、中国、ブラジル向けの水産食品にあたっては、これらの国への輸出時に衛生証明書の添付が求められているため、衛生証明書発行の業務を行っています。

(2) 対米輸出水産食品の認定加工施設への査察等

① 概要

米国へ水産食品を輸出する場合、製造・加工施設におけるHACCPの手法等米国が定めた要綱に基づいた衛生管理の実施や都道府県等による施設の認定・監視、さらに各地方厚生局による現地査察の実施等が必要となります。

食品衛生課では、現地査察を実施し、製造・加工施設の衛生管理等について確認しています。

② 業務実績

令和7年3月末現在、認定された3施設の現地査察を実施しています。

なお、新規の認定や取り消しを行った施設はありませんでした。

実績推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
査察回数	3回	2回（※1）	3回	3回	3回

（※1） 令和3年度の1施設は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ査察中止

(3) 対英国、欧州連合、スイス及びノルウェー輸出水産食品の認定加工施設等への査察等

① 概要

英国、欧州連合（EU）、スイス及びノルウェーへ水産食品を輸出する場合、輸出国の製造加工施設はEU等が定めた認定要件に適合する必要があるため、また、輸出毎に食品・動物衛生証明書（以下「衛生証明書」という。）を添付することが義務づけられています。

また、漁業従事者を含む関係事業者が遵守すべき水産物の衛生的な取扱いやHACCPシステムを導入した加工施設の衛生管理以外に、都道府県等による施設の監視と衛生証明書の発行、さらに各地方厚生局による現地査察の実施等が必要となります。

食品衛生課では、認定施設に対し、6カ月に1回以上の現地査察を実施しています。

② 業務実績

令和6年度は、認定施設等について、現地査察を実施しています。

実績推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
査察回数	3回(※2)	1回(※3)	2回	2回	2回

(※2)新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年3月に予定されていた査察を、令和2年6月に実施。

(※3)新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、厚生労働省から通知があり、青森市保健所による成邦商事監視結果を確認することで、一回分の査察とした。

(4) 対韓国輸出水産食品の衛生証明書発行業務等

① 概要

韓国へ冷凍食用鮮魚介類頭部や冷凍食用鮮魚介類内臓を輸出する場合、処理施設等の事前登録や輸出国の関係当局が発行した証明書の添付が求められています。

食品衛生課は、輸出者から衛生証明書発行の申請書が提出された場合、申請内容を審査し、衛生証明書を発行しています。

また、東北厚生局管内の登録施設は、現在4施設あり、必要に応じて監視等を実施しています。

② 業務実績

令和6年度は新規の施設認定はありません。衛生証明書の発行はありません。

実績推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
衛生証明書 発行件数	0件	0件	1件	0件	0件

(5) 対中国輸出水産食品の衛生証明書発行業務等

① 概要

中国へ水産食品を輸出する場合は、処理施設等の事前登録や輸出国の行政機関が発行した衛生証明書の添付が求められています。食品衛生課では、輸出者からの申請に応じ内容を審査し、衛生証明書を発行しています。

また、東北厚生局管内の登録施設は、令和7年3月末現在、98施設あります。

② 業務実績

令和5年8月24日以降中国は日本の水産物の輸入を停止したため、現在は衛生証明書の発行を停止しています。そのため令和6年度は認定施設の査察を実施しませんでした。

実績推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
衛生証明書 発行件数	169件	291件	338件	122件	0件

(6) 対ブラジル輸出水産食品の衛生証明書発行業務等

① 概要

ブラジルへ水産食品を輸出する場合、処理施設等の事前認定と輸出国の関係当局が発行した証明書の添付が求められています。

管内認定施設は、現在10施設あり、年に1回の現地査察を実施しています。

また、輸出者から衛生証明書発行の申請書が提出された場合、申請内容を審査し、衛生証明書を発行します。

② 業務実績

令和6年度は新規の施設認定は2施設あり、管内施設は10施設となりました。

令和6年度は10施設の現地査察を実施しています。

これまでのところ衛生証明書の発行はありません。

実績推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
査察回数	8回(※4)	9回(※5)	9回	8回(※6)	10回

(※4) 令和2年度は管内施設数が8であり、全施設を査察。

(※5) 令和3年度に新規認定された施設が二つあり、管内施設は10施設となったが1施設は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ中止した。

(※6) 令和5年10月に1施設認定廃止。

2 輸出食肉の認定施設などに対する査察等の業務

(1) 概要

米国やEU（欧州連合）等へ食肉等を輸出する場合、厚生労働省等により施設等の衛生管理や食肉検査体制等について施設認定を受ける必要があります。

東北厚生局では、所管する認定施設や食肉衛生検査所に対して、適正な衛生管理や衛生証明書の管理状況等の確認のため、査察を実施しています。

令和7年3月末現在、米国、EU、カナダ、オーストラリア、シンガポール、台湾及び香港向けの食肉施設、シンガポール向け家きん卵製品施設を所管しています。

(2) 業務実績

令和6年度は、認定された以下の施設について、通知に基づき現地査察を実施しています。

- ・米国、EU、カナダ、オーストラリア、シンガポール、台湾及び香港向けの牛肉

認定施設：株式会社いわちく（岩手県紫波郡紫波町）

実績推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
査察回数	10回(※7)	10回(※7)	10回(※7)	12回	12回(※8)

(※7) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ中止した月あり。

(※8) 新規申請施設があり、認定前査察を3回実施した。

- ・台湾向けの牛肉

認定施設：株式会社秋田県食肉流通公社（秋田市）、株式会社山形県食肉公社（山形市）、スターゼンミートプロセッサー株式会社青森工場三戸ビーフセンター（青森県）

実績推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
査察回数	2回	2回	2回(※8)	3回	3回

(※8) スターゼンミートプロセッサー株式会社は令和5年3月29日付けで認定されたため

- ・シンガポール向けの豚肉

認定施設：株式会社ミートランド（秋田県鹿角市）、株式会社いわちく

実績推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
査察回数	1回	2回	2回	2回	2回

3 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録等の業務

(1) 概要

検査機関が輸入食品等の製品検査を実施する場合は、厚生労働大臣の登録認可が必要です。食品衛生課では、登録申請のあった検査機関の検査精度や正確性に関する適合状況等を事前に審査しています。また、登録後においても、適切な管理下で理化学的検査や細菌学的検査や動物を用いる検査が実施されているか確認するための定期的な立入検査を行っています。

(2) 業務実績

東北管内の登録検査機関は9施設で、令和6年度は全ての施設について立入検査を実施しました。

なお、令和6年度に更新等が行われた施設や変更の申請や届出については、以下のとおりです。

① 業務規程の変更認可

15件の変更認可を行いました。

② 登録の更新申請に係る通知

令和6年度において、該当施設はありませんでした。

③ 新規申請に係る登録及び製品検査の業務廃止

令和6年度において、業務廃止機関は1施設ありました。新規申請、一部業務廃止はありませんでした。

実績推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録検査機関・ 検査施設数	10 施設	10 施設	10 施設	10 施設	9 施設

4 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制に関する業務

(1) 概要

食品として販売されているものの中には、必ずしも実証されていない健康の保持・増進効果についての虚偽又は誇大な表示がされているものが見受けられ、さらにそれらの食品を長期的かつ継続的に消費することにより、消費者が必要とする診療の機会を逸するなど、健康に重大な支障を引き起こす可能性があります。このような虚偽又は誇大な表示は健康増進法で禁止されています。

食品衛生課では、消費者庁や都道府県等と連携し、食品の不適正な広告等の監視を行っています。

(2) 業務実績

令和6年度の自治体からの事例報告の受理件数は49件です。

実績推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
自治体からの事例報告の受理件数	54 件	35 件	37 件	37 件	49 件

5 大規模食中毒発生時の関係機関との調整に関する業務

(1) 概要

500名を超える大規模な食中毒患者が発生した場合や食中毒患者の所在地が複数の都道府県にわたる広域食中毒の場合に、厚生労働大臣は都道府県知事等に対して調査の要請を求めることができます。また、事故の発生状況に応じて地方厚生局職員が現場に派遣され、都道府県等との連絡調整、情報収集、現場調査の立ち会いを行います。

「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第46号）の公布に伴い、国、各地方自治体で構成される広域連携協議会が設置され、毎年1回及び緊急時に会合が開かれます。

(2) 業務実績

広域連携協議会は7月にWEB上で開催され、15自治体が参加しました。また、東北管内の自治体職員向けに初めて実施した食中毒疫学調査研修の実施をサポートしました。

VIII 地域包括ケア推進課

地域包括ケア推進課は、少子高齢化が進む中で、高齢者が重度な要介護状態や認知症になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に向け、各県を通じた市町村支援業務に取り組んでいます。

1 東北厚生局地域共生・地域づくり推進本部の運営

（１）概要

東北厚生局による効率的な業務を実施するため、局内の関係課等で組織する東北厚生局地域共生・地域づくり推進本部会議を開催し、課の業務方針や進捗状況等についての意見交換や情報共有を図っています。

（２）実績

＜東北厚生局地域共生・地域づくり推進本部会議の開催状況＞

	回 数	開 催 状 況
令和 6 年度	2 回	6 月、12 月

2 東北厚生局地域包括ケア推進意見交換会の運営

（１）概要

管内の県及び市町村における地域包括ケアシステム構築に関する取組の支援を目的に、各県における市町村が行う地域支援事業の支援方策等について、意見交換・情報共有を行う会議を開催しています。

（２）実績

＜東北厚生局地域包括ケア推進意見交換会の開催状況＞

	回 数	開 催 状 況
令和 6 年度	3 回	5 月、9 月、2 月

3 地域支援事業に関する業務

（１）管内市町村等の取組状況の把握

①概要

管内の県から収集した情報等をもとに、地域支援事業等を実施する市町村の取組状況を把握するとともに、その取組状況について適宜管内の市町村等へ情報提供しています。

②実績

＜訪問自治体の状況＞

県 名	令和6年度訪問自治体
岩手県	軽米町
秋田県	小坂町
福島県	二本松市

(2) セミナー等の開催

①概要

管内の市町村が地域包括ケアシステムの構築を推進するに当たり、地域支援事業等の円滑な実施と事業内容の充実に資するため、自治体職員等を対象としたセミナーを開催しています。

②実績

＜取組事例発表会・セミナーの開催状況＞

実施日	セミナーの名称	開催方法	参加者数等
令和6年10月21日	地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となる地域包括ケアシステムの深化・推進～介護予防・日常生活支援総合事業の充実が目指すもの～	Web配信	参加人数： 約300人
令和7年2月21日	厚生労働省「地域づくり加速化事業」ブロック別研修会 ～令和6年度伴走支援参加4自治体からの実践報告を踏まえて～	Web配信	参加人数： 約200人

(3) 地域づくり加速化事業による市町村支援

①概要

介護予防・日常生活支援総合事業等の各種事業の実施に課題を感じている市町村に対し各分野に知見を有するアドバイザーを派遣し伴走支援を実施する地域づくり加速化事業に、県と共に参画し、市町村のニーズに応じて、意見交換、相談支援や講話、研修会等を実施しました。

また、管内の市町村等を対象に、地域特性を踏まえつつ地域包括ケアシステムの構築の活性化が図られるよう、有識者による講義や自治体からの実践報告等を行うブロック別研修を実施しました。

②実績

＜支援の実施状況＞

事業	市町村
地域づくり加速化事業	【厚生局主導型】青森県大鰐町、宮城県東松島市、秋田県湯沢市、福島県南相馬市

4 地域医療介護総合確保基金（介護分）に関する業務

（１）概要

地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用した事業の県における実施状況や課題等について、当該基金の残高及び執行状況に係る調査や事業見込み量（所要額）に係る調査、交付決定・交付額の確定等による把握を行っています。

（２）実績

令和６年度分の交付決定を令和７年３月に実施しました。また、令和５年度分の確定を令和６年４月に実施しました。

5 地域支援事業交付金に関する業務

（１）概要

地域支援事業交付金交付要綱に基づき交付に関する事務（事前協議、当初交付、調整交付金の交付、前年度確定、過年度再確定）を行っています。

（２）実績

令和６年度分の交付決定を令和７年３月に実施しました。また、令和５年度分の確定及び過年度分の再確定を令和７年１月に実施しました。

6 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する業務

（１）概要

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（以下「一体的実施」という。）に係る後期高齢者医療特別調整交付金の申請書の審査を行っています。また、市町村における一体的実施の実施状況、実施に当たっての課題等について、厚生労働省保険局と連携を図りながら、県及び広域連合等との意見交換会やヒアリング等を実施し、把握した状況等を踏まえ、県及び広域連合等に対する必要な助言及び支援を行っています。

（２）実績

令和６年９月に開催した第２回東北厚生局地域包括ケア推進意見交換会において、一体的実施に関する意見交換・情報共有を行いました。また、先進的な取組を行っている山形県鶴岡市、同県金山町の取組事例を取材し、東北厚生局ホームページにて管内自治体等へ情報提供しました。

7 第9期介護保険事業（支援）計画に関する進捗状況の把握等

（1）概要

第9期介護保険事業（支援）計画の進捗状況の把握については、厚生労働省老健局と連携を図りながら管内の県を通じて状況を把握し、県に対する必要な助言及び支援を行っています。

（2）実績

管内の県の第8期介護保険事業（支援）計画における実績の評価や、第9期計画に関する取組の進捗状況等に係るヒアリングを、令和6年10月から11月に実施しました。

8 地方支分部局との連携

（1）概要

国の地方支分部局との連携による各種会議・セミナーを開催、又は参加し、地域包括ケアシステムの構築に向けた普及・啓発に向けた取組を行っています。

（2）実績

＜地方支分部局との連携による会議等の実施状況＞

連携機関	会議・セミナー等の名称	開催方法	実施日
東北地方整備局 仙台矯正管区 （現：東北矯正 管区） 東北地方更生保 護委員会	居住支援等に係る各省庁情報交換会	参集	令和6年6月21日
	居住支援意見交換会（青森刑務所）	参集	令和6年11月22日
	居住支援意見交換会（秋田刑務所）	参集	令和7年1月28日
	東北ブロック居住支援連絡会議	Web及び 参集	令和7年2月19日
東北農政局 仙台矯正管区 （現：東北矯正 管区） 宮城労働局	農福連携推進東北ブロックセミナー	Web及び 参集	令和7年1月20日
東北運輸局	地域づくり加速化事業伴走支援（宮 城県東松島市支援）	参集	通年

9 メールマガジンの発行

(1) 概要

地域共生・地域包括ケアシステムの周辺情報として、国の関連政策の動向、東北厚生局の動向、セミナー開催案内等の情報を、メールマガジン「東北厚生局地域包括ケア・地域共生通信」により管内の自治体等に提供しています。

(2) 実績

令和元年5月に第1号を発行し、令和7年3月末まで延べ113号を発行しました。

IX 保険年金課

保険年金課は、健康保険組合、全国健康保険協会支部及び企業年金等の監督、認可等の事務を行っています。

1 健康保険組合に関する業務

(1) 概要

健康保険組合は、健康保険法に基づき国に代わって健康保険事業である被保険者及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）に対する保険給付と保健・福祉事業を行う公法人です。

健康保険組合は、企業の事業主とその企業に使用される被保険者等で組織されますが、1 企業により組織され 700 人以上の被保険者で構成される「単一健康保険組合」と、同業種の複数の企業により組織され 3,000 人以上の被保険者で構成される「総合健康保険組合」があり、法令の範囲で健康保険組合独自の健康保険事業を行うことができます。

東北厚生局では、管内 6 県に所在する健康保険組合の設立・合併・解散等の事務指導、認可申請書等の審査事務、届書の確認事務等及び健康保険組合の適正な事業運営を確保するために実地指導監査を行っています。

(2) 実績

管内の健康保険組合から提出された規約変更認可申請書等の処理件数及び実地指導監査実施件数は以下のとおりです。

(単位：件)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
規約変更の認可等	592	603	594	589	550
実地指導監査	11	11	11	9	10

【監査における主な指摘事項】

- ・ 理事長から常務理事への事務の委任については、委任事項を明文化し、事務の執行（専決事項等）を適正に行うこと。
- ・ 個人情報保護管理規程第 3 条に基づき、個人情報を取り扱うにあたっての利用目的について公表すること。
- ・ 人間ドック等の各種健診、予防接種への補助金の支出について、各種健康診査等実施規程等を整備すること。
- ・ 積立金台帳は、年 1 回以上現物と照合し、その結果を明らかにするため、積立金台帳に確認年月日ならびに確認者を記録すること。
- ・ 被扶養者の認定等に係る通知には、健康保険法第 189 条に基づいた審査請求ができる旨の教示文を記載すること。
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条第 3 項に基づき、特定健康診査等実施計画を公表すること。

2 全国健康保険協会に関する業務

(1) 概要

全国健康保険協会は健康保険法に基づき、国に代わって健康保険事業である被保険者等に対する保険給付と保健・福祉事業を行う公法人です。以前は国が運営し政府管掌健康保険といわれていましたが、平成 20 年 10 月 1 日に全国健康保険協会が設立され、全国 47 都道府県に全国健康保険協会支部が設置されました。

東北厚生局では、管内 6 県に所在する全国健康保険協会支部が行う立入検査等の認可申請書の審査事務等及び適正な事業運営を確保するため、全国健康保険協会支部に対する立入検査等を行っています。

(2) 実績

管内の全国健康保険協会支部から提出された認可申請書等の処理件数及び立入検査等実施件数は以下のとおりです。

(単位：件)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
認可申請書等の認可	6	1	1	1	0
立入検査等	2	2	2	2	2

3 厚生年金基金に関する業務

(1) 概要

厚生年金基金は、厚生年金保険法に基づき、企業等が厚生労働大臣の許可を受け、国の老齢厚生年金の一部を国に代わって支給（代行給付）するとともに、独自の上乗せ給付（プラスアルファ給付）を行い、各厚生年金基金の加入員に対し、より手厚い老後保障を行うことを目的として設立された公法人です。

平成 25 年の法律改正（公的年金制度の健全性及び信頼性確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律）によって平成 26 年 4 月以降は厚生年金基金の新設は認められないこととなっています。

東北厚生局の管内 6 県に所在した厚生年金基金はすべて解散または他制度に移行したため、解散した厚生年金基金に対する財産目録等の承認申請時の実地監査及び清算業務に関する指導及び相談等の業務を実施していました。（令和 3 年度まで）

(2) 実績

管内の厚生年金基金の実地監査実施件数は以下のとおりです。

(単位：件)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実地監査	2	0	0	0	0

4 国民年金基金に関する業務

(1) 概要

国民年金基金は、国民年金法に基づき、自営業者やフリーランスの方など（国民年金の第1号被保険者）を対象とする老齢基礎年金の上乗せの年金給付です。

国民年金基金の種類は、（平成31年3月までは）同一都道府県内の居住者で組織する「地域型国民年金基金（47基金）」と同種の事業等に従事する者で組織する「職能型国民年金基金（25基金）」がありましたが、平成31年4月に全地域型国民年金基金と22の職能型国民年金基金が合併した「全国国民年金基金」が設立されました。

東北厚生局では、平成31年3月までは管内6県に所在した国民年金基金の規約変更認可申請書等の認可・受理等の業務や当該基金の適正な事業運営を確保するために実地監査を実施していました。

(2) 実績

管内の国民年金基金の実地監査実施件数は以下のとおりです。

（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実地監査	0	0	0	0	0

5 確定給付企業年金に関する業務

(1) 概要

確定給付企業年金は、運営形態により企業法人が法人格のある企業年金基金を厚生労働大臣の認可を受けて設立する「基金型」と、労使が合意した年金規約を制定し、厚生労働大臣の承認を受ける「規約型」の2種類があり、年金資産を管理・運用して年金給付を行っています。

東北厚生局では、管内6県に所在する企業年金基金及び確定給付企業年金を実施している事業主に係る規約承認・認可申請書、規約変更承認・認可申請書、規約変更届出書等の受理・承認・認可等の業務及び基金等の適正な事業運営を確保するために書面または実地監査業務を行っています。

(2) 実績

管内の確定給付企業年金実施事業所から提出された規約変更認可申請書等の処理件数及び監査実施件数は以下のとおりです。

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
規約変更の認可等	990	966	977	1,013	982
(新規承認)	(3)	(0)	(0)	(2)	(0)
書面監査	144	111	116	157	138
実地監査	4	6	3	5	5

() 内は上段の再掲

【監査における主な指摘事項】

- ・規約で引用している労働協約（就業規則等）が変更されているにもかかわらず、規約が変更されていないため整合を図ること。
- ・「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」を踏まえ、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」について、「質問及び苦情処理の窓口」「委託の取扱い」の項目を追加するなど、早急に見直しを図ること。
- ・確定給付企業年金の業務概況については、加入者に対し、毎事業年度1回以上規約に規定される事項を漏れなく周知すること。

6 確定拠出年金に関する業務

(1) 概要

確定拠出年金は、掛金を企業が拠出する「企業型年金」と加入者自身が拠出する「個人型年金（iDeCo）」があります。

拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに年金給付額が決定される年金制度です。

東北厚生局では、管内6県に所在する確定拠出年金を実施している事業所に係る規約承認申請書及び規約変更承認申請書・規約変更届出書等の承認・受理等の業務を行っています。

また、令和4年度から令和8年度までの5か年間で、全ての実施事業所の事業主に対し、事業主に課せられた「資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置（いわゆる投資教育）」や「確定拠出年金運営管理機関の定期的な評価」などの努力義務の履行状況等について把握・確認するために、運営状況の確認を行っています。

(2) 実績

管内の確定拠出年金実施事業所から提出された届出報告書等の処理件数及び運営状況の確認を行った事業所数は以下のとおりです。

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
規約変更の認可等	306	384	230	287	376
(新規承認)	(8)	(7)	(9)	(7)	(7)
運営状況の確認	—	—	126	72	113

() 内は上段の再掲

X 管理課

管理課は、特定医療法人や医療保健業を行う公益法人等に関する税制措置に係る証明業務、国民健康保険の保険者、国民健康保険団体連合会及び後期高齢者医療制度の業務に係る技術的助言・指導監督、社会保険診療報酬支払基金審査委員会事務局の監督を行っています。

1 特定医療法人証明関係業務

(1) 概要

特定医療法人とは、医療法人が税法上の承認を国税庁長官から受け、当該承認後に終了する各事業年度において、法人税率の軽減の適用を受ける医療法人のことです。

東北厚生局では、特定医療法人として、法人税率の軽減の適用を受ける要件とされている厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書の交付事務を行っています。

【適用要件】

「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準」（平成15年厚生労働省告示第147号）

【優遇措置の内容】

法人税において19%（通常は23.2%）の軽減税率が適用されます。

(2) 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
証明件数	22	22	22	22	20

2 医療保健業を行う公益法人等証明関係業務

(1) 概要

法人税法の別表第2に掲げる、①非営利型の一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で一定の基準を満たしたもの、②公益法人等のうち、無料低額な診療を行う法人で一定の基準を満たしたものが、当該基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明を受けることにより、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外され、法人税が非課税とされます。

東北厚生局では、この非課税措置制度の適用を受けるために必要となる要件を満たしている公益法人である旨の証明書の交付事務を行っています。

【適用要件】

① オープン病院事業を行うもの

事業等要件：「法人税法施行規則第5条第6号に規定する厚生労働大臣の定める基準」
(平成20年厚生労働省告示第297号) 第2号

収入要件：「法人税法施行規則第5条第6号に規定する厚生労働大臣の定める基準」
(平成20年厚生労働省告示第297号) 第1号

② 無料低額な診療を行う病院事業を行うもの

事業等要件：法人税法施行規則第6条第4号

収入要件：「法人税法施行規則第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準」
(平成20年厚生労働省告示第298号)

なお、②において、特例社団・財団法人、公益社団・財団法人については収入要件を必要としません。

【優遇措置の内容】

医療保健業について、収益事業の範囲から除外され、法人税が非課税とされます。

(2) 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
証明件数	15	15	15	15	17

3 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・指導監督

(1) 概要

国民健康保険の保険者（運営主体）は都道府県及び市町村（特別区を含む）と、土木建築業者等の同業者で組織する国民健康保険組合であり、被保険者（加入者）は健康保険組合や共済組合などの被用者保険に加入していない自営業者等です。

また、国民健康保険団体連合会（以下、国保連合会）とは、国民健康保険法第83条に基づき、市町村等の保険者がその目的を達成するため、共同して設立する組織です。

東北厚生局では、国民健康保険事業が健全に運営されるよう、国民健康保険の保険者及び国保連合会の行う業務（介護保険事業関係業務を除く）の指導等を行っています。

（「東北厚生局管内に所在する国民健康保険団体連合会一覧」は参考資料6（1）参照）

(2) 実績

毎年度、東北6県と事務打合せを実施。市町村及び国保連合会との事務打合せ等については、下表のとおり。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
技術的助言・指導監督	9市町 3国保連合会	7市町 3国保連合会	6市町村 3国保連合会	9市町村 3国保連合会	6市町村 3国保連合会

4 後期高齢者医療制度の業務に係る技術的助言・指導監督

(1) 概要

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方および65歳以上の方で一定の障がいがあると認定を受けた方を被保険者（加入者）とした医療制度で、都道府県単位で全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が運営主体となります。

東北厚生局では制度の適切な運営のため、県、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会における後期高齢者医療制度の業務の指導等を行っています。

（「東北厚生局管内に所在する後期高齢者医療広域連合一覧」は参考資料6（2）参照）

(2) 実績

毎年度、東北6県の後期高齢者医療広域連合と事務打合せを実施。

5 社会保険診療報酬支払基金審査委員会事務局の監督

(1) 概要

社会保険診療報酬支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法に基づき設立された民間法人であり、保険医療機関から提出された診療報酬請求書の審査および保険者（協会けんぽ、健康保険組合等）から保険医療機関への診療報酬の支払を担う審査支払機関です。

また、支払基金は、令和4年10月に審査事務の集約化を行い、電子レセプトの審査事務の集約拠点として、宮城県に「審査事務センター」、岩手県に「審査事務センター分室」をそれぞれ設置し、審査委員会の審査補助を担う拠点として、東北6県に「審査委員会事務局」を設置する組織変更を行いました。

東北厚生局では、東北6県に所在する「審査委員会事務局」の行う業務（高齢者医療制度関係業務及び介護保険関係業務を除く）について、適正かつ効率的な運営を確保することを目的として、監督を行っています。

（「東北厚生局管内に所在する社会保険診療報酬支払基金審査委員会事務局一覧」は参考資料6（3）参照）

(2) 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
監督	2支部 (青森、秋田)	2支部 (岩手、山形)	3事務局 (宮城、秋田、 福島)	3事務局 (青森、岩手、 山形)	2事務局 (宮城、福島)

X | 医療課

医療課は、各県事務所等における保険医療機関・保険薬局及び保険医・保険薬剤師のほか、指定訪問看護事業者並びにその他医療保険事業の療養担当者に対する指導・監査等業務に関し、必要な業務支援を行っています。

また、特定機能病院及び臨床研究中核病院に対する立入検査等に関する業務を行っています。

1 各県事務所等における保険医療機関等に対する指導等の業務に関する事務の指導及び監督に関すること

(1) 概要

指導監査課（宮城県）及び各県事務所における指導・監査等の業務について、進捗状況の把握及び業務支援を行っています。

(2) 各県事務所等

指導監査課、青森事務所、岩手事務所、秋田事務所、山形事務所、福島事務所

2 特定機能病院等に対する立ち入り検査等に関すること

(1) 制度の概要

特定機能病院とは

高度の医療の提供と高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を持ち、高度の医療に関する研修を行うなど、様々な機能を併せ持ち、厚生労働大臣の承認を受けた病院です。

東北厚生局管内では、令和7年3月31日現在、6病院が承認を受けています。

臨床研究中核病院とは

日本発の革新的医薬品・医療機器の開発などに必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う、厚生労働大臣の承認を受けた病院です。

東北厚生局管内では、令和7年3月31日現在、1病院が承認を受けています。

(2) 業務内容

承認を受けた特定機能病院又は臨床研究中核病院が、法令に定められている人員及び構造設備等を有し、適切な管理が行われているかについて、医療法第25条第3項の規定に基づき、原則として1年に1回、医療監視員による書面調査や現場確認などの立入検査を行っています。

医療監視員とは

医療法第26条の規定により厚生労働大臣から命じられた職員であり、特定機能病院等に対し、報告の徴収並びに立入検査を行います。

主な立入検査項目

① 特定機能病院

- ・医療に係る安全管理の全般
- ・当該病院における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策
- ・患者からの相談に適切に応じる体制の確保
- ・院内感染対策のための体制の確保に係る措置 等

② 臨床研究中核病院

- ・特定臨床研究を適正に実施するための体制
- ・不適正事案等（疑い事案等）の対応状況
- ・特定臨床研究を支援する体制
- ・特定臨床研究の対象者等からの相談に応じるための体制
- ・特定臨床研究に係る安全管理体制 等

（３）根拠法令

医療法第 25 条第 3 項

（４）実績

管内の特定機能病院（６機関）及び臨床研究中核病院（１機関）に対して、原則として１年に１回、立入検査を行っています。立入検査の状況等については、下記の「特定機能病院及び臨床研究中核病院立入検査一覧」をご参照ください。

参考：「特定機能病院及び臨床研究中核病院立入検査一覧」

○特定機能病院の立入検査

令和 7 年 3 月 31 日現在

病院名	所在地	立入検査の状況
弘前大学医学部附属病院	青森県弘前市本町 53	令和 6 年 10 月 1 日
岩手医科大学附属病院	岩手県紫波郡矢巾町医大通 2-1-1	令和 7 年 1 月 31 日
東北大学病院	宮城県仙台市青葉区星陵町 1-1	令和 7 年 1 月 10 日
秋田大学医学部附属病院	秋田県秋田市広面蓮沼 44-2	令和 6 年 10 月 16 日
国立大学法人山形大学医学部附属病院	山形県山形市飯田西 2-2-2	令和 6 年 12 月 20 日
公立大学法人福島県立医科大学附属病院	福島県福島市光が丘 1	令和 6 年 11 月 7 日

○臨床研究中核病院の立入検査

令和 7 年 3 月 31 日現在

病院名	所在地	立入検査の状況
東北大学病院	宮城県仙台市青葉区星陵町 1-1	令和 7 年 1 月 9 日

X II 調査課

調査課は、保険医療機関等に関する情報の管理や指導部門における情報公開請求及び訴訟に関する業務を行っています。

1 行政文書（指導部門）開示請求関係業務

（１）概要

国の行政機関が保有する情報の公開（開示）請求手続きを定めた「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）等に基づき、開示請求（指導部門）に係る文書特定等の業務を行っています。

（２）開示請求（指導部門）件数

（単位：件）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
開示請求件数	203	202	242	236	252

2 訴訟関係業務

（１）概要

指導部門の業務について、提訴された場合に、法務局と連携をとりながら訴訟業務を行います。

（２）訴訟（指導部門）対応件数

（単位：件）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
訴訟対応件数	0	0	0	0	0

X III 指導監査課・各県事務所

指導監査課及び各県事務所は、保険医療機関等に対する指導・監査等の業務等を行います。
指導監査課は宮城県を、各県事務所は所在する各県を管轄しています。

名 称	所在地	管轄区域
東北厚生局 青森事務所	青森市新町 2-4-25 青森合同庁舎 6 階	青森県
東北厚生局 岩手事務所	盛岡市菜園 1-12-18 盛岡菜園センタービル 2 階	岩手県
東北厚生局 指導監査課	仙台市青葉区花京院 1-1-20 花京院スクエア 21 階	宮城県
東北厚生局 秋田事務所	秋田市山王 7-1-4 秋田第二合同庁舎 4 階	秋田県
東宝厚生局 山形事務所	山形市緑町 2-15-3 山形第二地方合同庁舎 1 階	山形県
東北厚生局 福島事務所	福島市霞町 1-46 福島合同庁舎 4 階	福島県

1 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他 医療保険事業の療養担当者に対する監督

(1) 概要

公的医療保険の療養の給付を行うためには、医療機関や薬局は厚生労働大臣の指定を、医師や薬剤師は厚生労働大臣の登録を受ける必要があります。

指導監査課及び各県事務所では、各種申請・届出を受け付けるとともに、健康保険事業の健全な運営の確保を図るため、下記のとおり指導等を行っています。

- ① 保険医療機関及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師に対する指導・監査。
- ② 厚生労働大臣の定める施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等に係る保険医療機関等からの届出について、審査、受理及び受理後の調査等の業務。
- ③ 保険医療機関等の指定申請、関係事項変更、保険医等の登録申請、異動等の届出に関する業務。

(2) 実績

- ① 保険医療機関等の指導・監査の状況は、「参考資料 7」の【保険医療機関等の指導・監査実施状況】を参照
- ② 施設基準等適時調査の状況は、「参考資料 7」の【保険医療機関等の指導・監査実施状況】を参照
- ③ 保険医療機関等の指定状況は、「参考資料 7」の【保険医療機関等指定状況】を参照

2 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督

(1) 概要

柔道整復師及びはり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費についての指導・監査を行っています。

(2) 実績

柔道整復師及びはり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の指導・監査状況は、「参考資料 7(1)」の【柔道整復師及びあはき師の指導・監査実施状況】を参照

3 地方社会保険医療協議会に置かれる部会の庶務

(1) 概要

東北地方社会保険医療協議会（※「Ⅱ 企画調整課」参照）は、保険医療機関及び保険薬局の指定について審議するため、各県に部会を設置しており、その庶務は指導監査課及び各県事務所が行っています。

(2) 実績

各県で毎月 1 回、部会を開催しています。

X IV 社会保険審査官室

社会保険審査官室は、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等が行った被保険者の資格、標準報酬又は年金・保険給付等の処分に対する審査請求に関する事務を行っています。

審査請求は、被保険者や被保険者であった方等が、保険者に対して行った申請や請求について、保険者が現行の法律等に基づいた正当な決定（処分）を行っていないと思われるときに、その確認を社会保険審査官に対し行うものです。

審査請求取扱状況（令和2年度～令和6年度）

（単位：件）

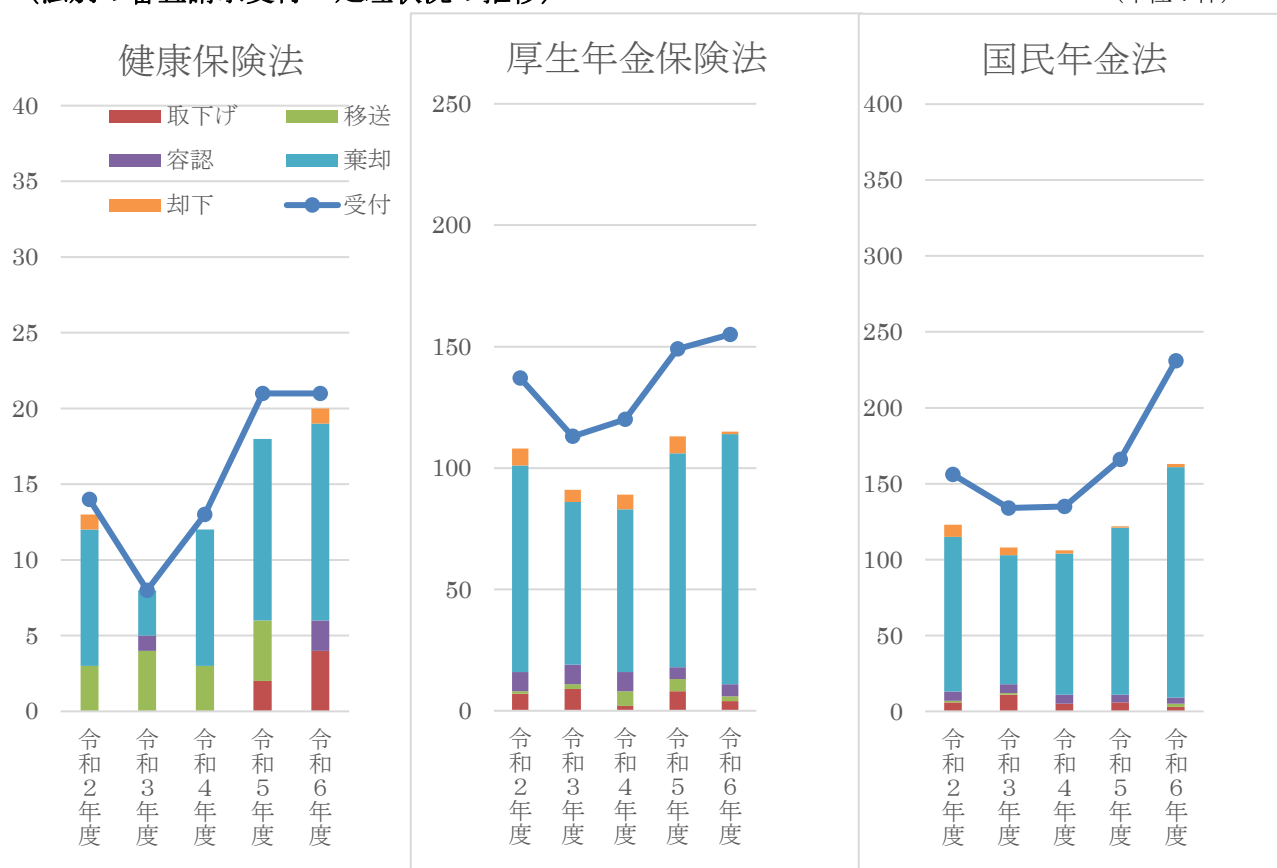
年度	制度	受付状況			処理状況							翌年度 繰越
		前年度 繰越	受付	計	取下げ (※1)	移送 (※2)	決定状況				計	
							容認	棄却	却下	小計		
令和 2年度	健保	2	12	14	0	3	0	9	1	10	13	1
	船保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚年	50	87	137	7	1	8	85	7	100	108	29
	国年	52	104	156	6	1	6	102	8	116	123	33
	合計	104	203	307	13	5	14	196	16	226	244	63
令和 3年度	健保	1	7	8	0	4	1	3	0	4	8	0
	船保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚年	29	84	113	9	2	8	67	5	80	91	22
	国年	33	101	134	11	1	6	85	5	96	108	26
	合計	63	192	255	20	7	15	155	10	180	207	48
令和 4年度	健保	0	13	13	0	3	0	9	0	9	12	1
	船保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚年	22	98	120	2	6	8	67	6	81	89	31
	国年	26	109	135	5	0	6	93	2	101	106	29
	合計	48	220	268	7	9	14	169	8	191	207	61
令和 5年度	健保	1	20	21	2	4	0	12	0	12	18	3
	船保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚年	31	118	149	8	5	5	88	7	100	113	36
	国年	29	137	166	6	0	5	110	1	116	122	44
	合計	61	275	336	16	9	10	210	8	228	253	83
令和 6年度	健保	3	18	21	4	0	2	13	1	16	20	1
	船保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚年	36	119	155	4	2	5	103	1	109	115	40
	国年	44	187	231	3	2	4	152	2	158	163	68
	合計	83	324	407	11	4	11	268	4	283	298	109

（※1）取下げ：受付後に審査請求人から取下申出があったもの

（※2）移送：受付後に管轄外であることが判明し管轄する社会保険審査官室に送付したもの

(法別の審査請求受付・処理状況の推移)

(単位：件)



※「船員保険法」に係る審査請求（令和2年度から令和6年度まで）が無いため記載省略。

【参考】審査請求の流れ

(1) 被処分者からの照会・相談の対応、審査請求の受付

(2) 審査請求事案に関する審理

① 要件審理等

ア 要件審理

イ 補正、疎明

ウ 要件審理のための処分（必要に応じ原処分者から文書の提出を求めること等）

エ 受理又は却下の決定（受理の場合、原処分者へ通知を行う）

② 本案審理

ア 審理のための処分

必要に応じ、次の処分を行う

- ・請求人、参考人の審問等（必要に応じ調書を作成）
- ・文書その他の物件の所有者等に対し、当該物件の提出を求める
- ・鑑定人に鑑定させる
- ・立入検査（関係人への質問、帳簿・書類等の物件の検査）

イ その他必要に応じ、職権審理、実地調査、労働基準監督署との連絡

(3) 決定

① 決定書の作成

② 決定書の送達

X V 麻薬取締部

麻薬取締部は、国民が安心して生活できるように、薬物の不正流通や薬物乱用による保健衛生上の危害の防止を図るため、司法（取締り）と行政（指導・監督）の両面から業務に取り組んでいます。

1 業務の概要

（１）主な業務

- ア 薬物犯罪の捜査
- イ 薬物の鑑定や研究
- ウ 正規流通麻薬等の監督
- エ 薬物乱用防止啓発活動
- オ 再乱用防止対策

（２）所管法律

- ア 麻薬及び向精神薬取締法
- イ 大麻取締法
- ウ あへん法
- エ 覚醒剤取締法
- オ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（「麻薬特例法」）
- カ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律

2 管内薬物犯罪の状況と対策

（１）東北管内における薬物犯罪の動向（速報値に基づく）

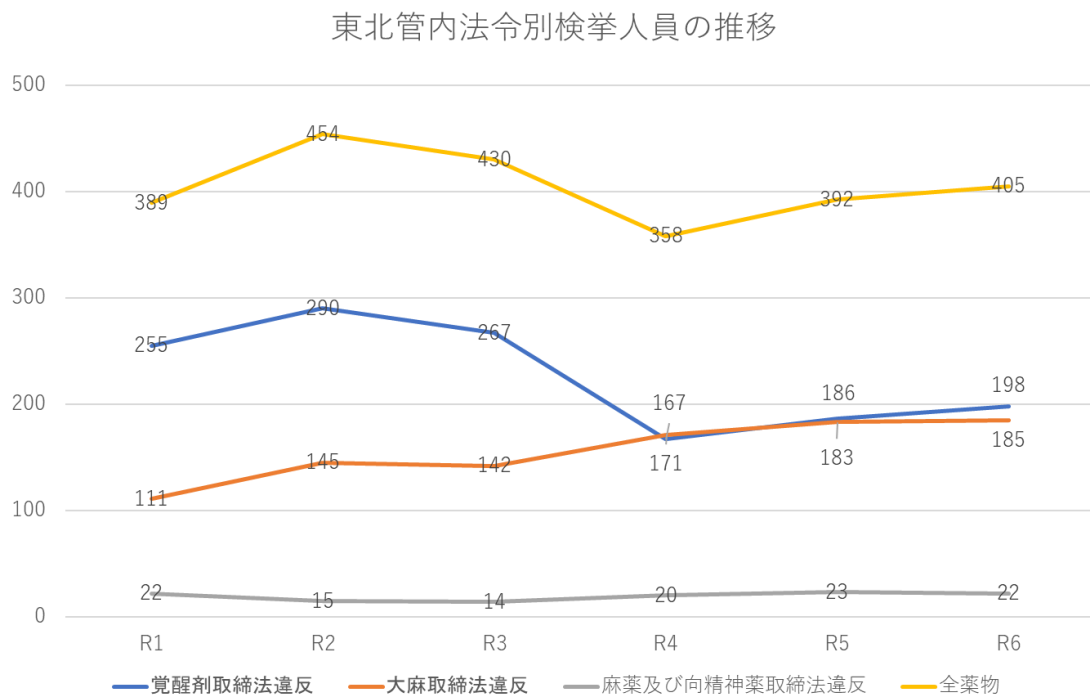
令和 6 年の東北管内における全薬物事犯の検挙人員は 405 名（前年比名 13 名増）で、全国の検挙人員 14,048 名の約 2.9%にとどまっています。東北管内の人口は全国人口の約 7%なので、東北は比較的薬物汚染度の低い地域と言えます。令和 6 年の全国の検挙人員のうち大麻事犯は 6,327 名（前年比 376 名減）、覚醒剤事犯は 6,303 名（前年比 230 名増）、麻薬及び向精神薬事犯は 1,405 名（前年比 372 名増）であり、前年と同じく大麻事犯が覚醒剤事犯を上回っており、麻薬及び向精神薬事犯の増加も引き続き目立っています。大麻事犯の検挙人員のうち約 73 パーセントが 10 代及び 20 代の若者であり、若年層による大麻乱用の拡大が懸念されています。

東北管内における令和 6 年の法令別検挙人員は、大麻事犯 185 名（前年比 2 名増）、覚醒剤事犯 198 名（前年比 12 名増）、麻薬及び向精神薬事犯 22 名（前年比 1 名減）であり、大麻事犯と覚醒剤事犯がほぼ同数です。（グラフ 1）参照

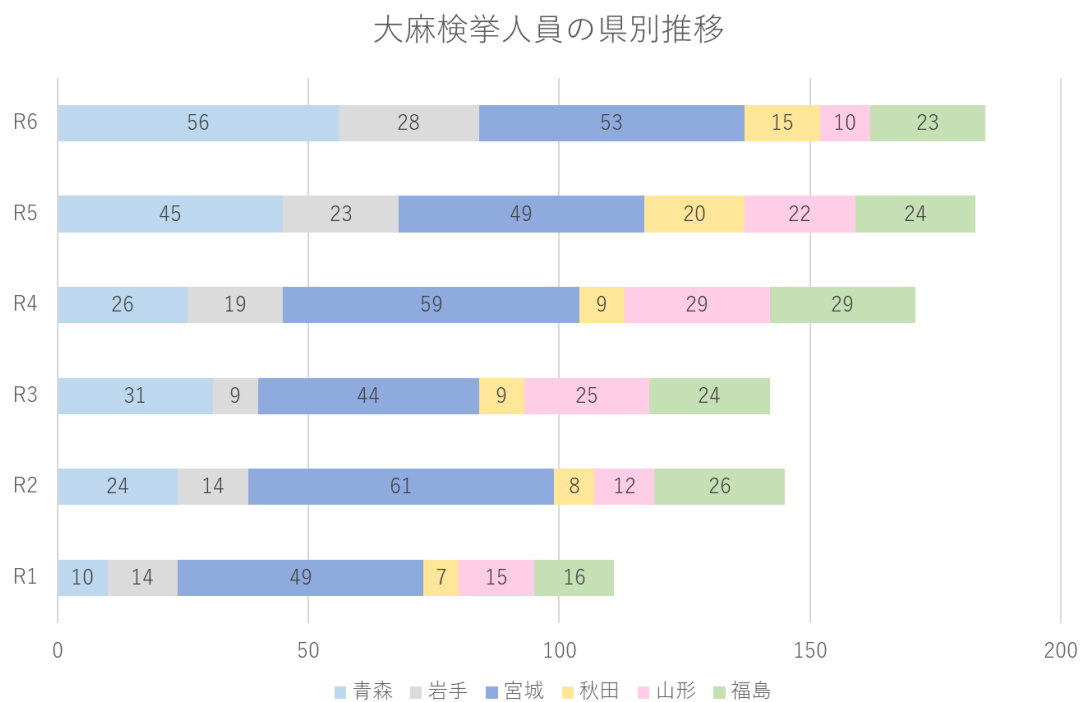
大麻事犯の県別検挙人員は、青森県 56 名、岩手県 28 名、宮城県 53 名、秋田県 15 名、山形県 10 名、福島県 23 名です。（グラフ 2）参照

覚醒剤事犯の県別検挙人員は、青森県 17 名、岩手県 26 名、宮城県 78 名、秋田県 15 名、山形県 9 名、福島県 53 名です。（グラフ 3）参照

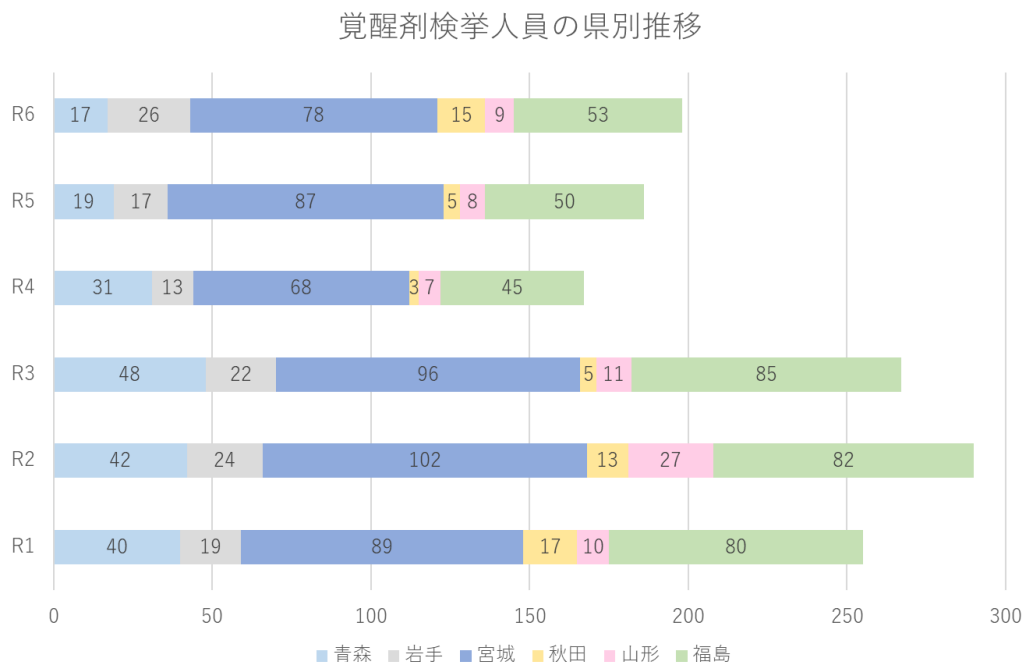
（グラフ 1）



（グラフ 2）



(グラフ 3)



(2) 東北管内における麻薬取締部の取締り活動

不正薬物の取締り

A 密売事犯の摘発

令和6年5月28日、山形県警察と合同で、SNS及び秘匿性の高い通信アプリを用いて仙台市及び山形市で大麻等を密売していた仙台市在住の男性3名（いずれも20代）を検挙しました。

本捜査では、内偵捜査により密売客、密売倉庫を割り出すことに成功し、倉庫から大麻草約300グラム、大麻リキッド約100本、覚醒剤錠剤約110グラム、コカイン少量を発見押収しました。

また後日、内偵捜査で判明した密売客1名（仙台市在住男性、20代）に対する強制捜査を実施し、違法薬物の発見には至らなかったものの、前記密売人の1人から大麻を購入したとの供述を得られたことから、同人を山形地方検察庁に書類送致しました。

この他、同様の手口で密売していた別のグループについても当部単独で捜査し、密売人および密売客を検挙しています。

近年、全国的に匿名・流動型犯罪グループがSNSや匿名性の高い通信アプリを用いて違法薬物を密売している事件が増加しており、背後に暴力団組織の関与も確認されています。今後もサイバーパトロール等の監視を継続して摘発に努めていきます。

B 危険ドラッグ対策

令和5年11月以降、仙台市内の危険ドラッグ販売店に対し、複数回立入検査を実施し、令和6年4月には精神毒性を有する虞のある商品に対する検査命令及び販売等停止命令を発しました。継続的な監視の結果、令和6年12月に同店舗の閉鎖を確認しました。

C 令和6年の実績（合同捜査も含む）

検挙件数人員 30件 41名

（内訳：覚醒剤8名、大麻17名、麻向法12名、特例法2名、医機法2名）

押収量 覚醒剤粉末 0.613g、覚醒剤錠剤 118.176g

乾燥大麻 324.291g、大麻草 85.079g、大麻濃縮物 135.643g

コカイン 6.139g、LSD 2.58g、その他の麻薬 3.44g

指定薬物 2.149g

近年コカインの押収が東北地方でも増えており、若年層への広がりが目立つことから現場での簡易試験による現行犯逮捕を可能にする等、取締りの強化に向けた取り組みを行っています。

3 鑑定

東北厚生局麻薬取締部では、公平・中立な立場を維持し、最新の分析機器を駆使して迅速で精度の高い鑑定試験を行うために、捜査とは独立した鑑定官を配置しています。

令和6年度の鑑定件数は586件、検体数は985件であり、麻薬取締部のみならず、管内各県警察からの鑑定嘱託にも対応しています。

また、近年、増加している様々な形態の大麻製品に対応するため、新たな形態の大麻の分析法等に関する研究に取り組んでいます。

4 関係機関との協力

東北厚生局麻薬取締部は、北海道厚生局麻薬取締部と合同で、「北海道・東北地区麻薬取締協議会」を毎年開催しています。この会議は、中央省庁（法務省、財務省、厚生労働省、警察庁、海上保安庁）から担当職員の出席を得るとともに、管内の高等検察庁、地方検察庁、管区警察局、警察本部、税関、海上保安本部、出入国在留管理局、北海道及び東北6県の薬務主管課、更には在日米空軍特別捜査局（AFOSI）、在日米海軍犯罪捜査局（NCIS）といった関係取締機関が一堂に会して、相互の協力関係を構築・強化することを目的として、取締上の問題点やその対策等について協議しています。

令和6年度は、6月27日、札幌市において開催し、46機関約70名の取締機関職員が、国内外における薬物情勢を情報共有しました。

5 行政指導・監督

（1）許認可業務

麻薬等関係法令の目的・趣旨は、

- ・ 麻薬、大麻及び覚醒剤等の規制薬物の取扱いを一切禁止し、不正行為を徹底して取締り、その乱用による保健衛生上の危害防止を図る
- ・ その一方で、規制薬物の有用性を最大限活用するため、医療、学術研究、産業に限定して「禁止の解除」を行い、流通経路を監視して不正流通の防止を図ることです。

麻薬取締部は、厚生労働大臣から地方厚生局長に権限を委任された許認可関係の事務などについて、申請の受付、調査、審査を行い免許証・許可書等を発給しています。

(単位：件)

令和6年度の主な許認可件数	
免許関係	19
許可関係	30
届出関係	57
携帯輸出入関係	27

(2) 指導・監督

厚生労働大臣から免許を受けた管内の麻薬取扱業者等に対する立入検査のほか、管内各県薬務主管課や保健所と合同で知事から免許を受けた麻薬診療施設（病院、診療所等）、麻薬研究施設及び麻薬小売業者（薬局）に対する立入検査を実施し、不正流通がないよう指導・監督を行っています。

6 薬物乱用防止啓発活動

小学校から大学まで幅広く麻薬取締官を講師として派遣し、薬物乱用防止教室を通して、規制薬物に対する正しい知識の普及を行っているほか、「薬物乱用防止指導員講習会」において講演し、地域の薬物乱用防止教室の講師を養成しています。また、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動地区大会」などイベントや街頭でも啓発パンフレットやリーフレットを配布して広報活動をしています。

令和6年度講師派遣実績	
講師派遣回数	18回
講演対象者	1,543名（うち、指導員・生徒1,342名）

7 再乱用防止対策

(1) 相談電話

昭和61年10月1日から全国の麻薬取締部に「麻薬・覚醒剤相談電話」を設置し、薬物問題に悩む薬物乱用者自身やその家族、知人などに対して広く相談の機会を設け、必要に応じて面談や助言を行っています。相談電話は匿名でも受け付けます。

「麻薬・覚醒剤相談電話」の番号は、

ふつーな（ら）こな なしなし
022-227-5700

と語呂合わせにより覚えやすい番号となっています。

内容によっては、保健衛生上の危害を防止するため、迅速に捜査へ移行することもあります。

(単位：件)

相談受理件数	
令和3年	33
令和4年	25
令和5年	40
令和6年	44

(2) 再乱用防止対策支援事業

薬物の乱用をやめようと思意した者に対する支援として、精神保健福祉士等の専門家による面談やワークブックを用いた薬物乱用防止プログラムを実施しています。また、薬物依存症を治療する医療機関や自助グループなどと連携して再乱用防止を支援する試みも行っています。

(3) 薬物中毒対策連絡会議及び再乱用防止講習会

東北厚生局麻薬取締部は、北海道厚生局麻薬取締部と合同で「北海道・東北地区薬物中毒対策連絡会議」を毎年開催しています。この会議は、薬物依存症者の治療に携わる医療機関、取締機関、矯正保護施設等の関係機関が、地域における再乱用防止対策等について連携強化を図ることを目的として、協議・意見交換を行っています。令和6年度は、11月12日、秋田市において開催し、約40名の関係機関職員が出席して、各機関における取組を発表し、課題について協議しました。

また、平成20年度から同会議の開催に併せて、「再乱用防止対策講習会」を開催しています。この講習会は、薬物依存症治療・研究の専門家などによる講義形式のもので、薬物問題に係る相談担当者のほか一般にも公開して、地域全体で再乱用防止に対する意識と知識の向上を図っています。

8 不正大麻・けし対策

我が国で乱用される薬物のほとんどは、海外からの不正ルートにより供給されています。しかし、大麻やけしは植物であり、栽培することによって国内で入手することが可能となるため、これらの植物の栽培については、次のような規制を設けています。

(1) 大麻草

大麻草の栽培の規制に関する法律において、厚生労働大臣の免許を受けた「第二種大麻草採取栽培者」又は「大麻草研究栽培者」、並びに都道府県知事の免許を受けた「第一種大麻草採取栽培者」以外の者の栽培を禁止しています。

(2) ソムニフェルム種及びセティゲルム種のけし

あへん法において、厚生労働大臣の許可を受けた「けし栽培者」以外の者の栽培を禁止しています。

(3) ハカマオニゲシ、コカ及びサイロシビン又はサイロシンを含有するキノコ

麻薬及び向精神薬取締法において、「麻薬原料植物」として規制し、都道府県知事の免

許を受けた「麻薬研究者」が研究のため、厚生労働大臣の許可を受けて栽培する以外は禁止しています。

これらの植物の栽培に係る規定に違反すれば、麻薬などの違法薬物の輸入、製造と同様に違法行為として厳しい罰則が科されます。

麻薬取締部では、不正栽培事犯について厳格な取締りを行う一方、違法な大麻・けしを管内地域から排除するため、栽培が違法な植物のパンフレットを配布して啓発するとともに、管内各県職員や保健所の職員などと協力して、自生する大麻やけしの除去を行っています（不正大麻・けし撲滅運動期間 5月1日～6月30日）。

令和6年度除去実績		
大	麻	約 118,000 株
け	し	約 6,200 株